

江別市成年後見制度 利用促進基本計画

(案)

令和3(2021)年●月

江 別 市

目 次

▶はじめに	○成年後見制度とは	2
	○用語説明	4
第1章	計画の策定にあたって	7
1	計画策定の背景と目的	8
	(1) 成年後見制度利用促進法の施行と国の基本計画の策定	8
	(2) 認知症施策推進大綱の策定	9
2	計画の位置づけ	10
	(1) 計画の根拠	10
	(2) 市の他計画との関係性	10
3	計画の期間	11
4	計画の策定体制	12
第2章	成年後見制度を取り巻く現状と課題	13
1	高齢者及び障がい者の現状と将来推計	14
	(1) 人口及び高齢化率等の現状	14
	(2) 人口及び高齢化率等の将来推計	14
	(3) 認知症高齢者の状況	15
	(4) 知的障がい者の状況	16
	(5) 精神障がい者の状況	16
2	成年後見制度の利用状況	17
	(1) 全国における成年後見制度の利用状況	17
	(2) 本市における成年後見制度の利用状況	18
	(3) 本市の成年後見人等と本人との関係別状況	18
	(4) 成年後見制度に関する市民アンケート調査	19
3	成年後見制度に関する課題	20
第3章	計画の理念及び体系	21
1	基本理念	22
2	基本目標	22
3	施策の体系	23
第4章	施策の展開	25
	基本施策1 権利擁護支援の体制整備	26
	施策の展開1-1 地域連携ネットワークの構築	26
	施策の展開1-2 中核機関の設置と運営	28

基本施策2 成年後見制度の利用を支える機能の充実	30
施策の展開2-1 広報機能の充実	30
施策の展開2-2 相談機能の充実	32
施策の展開2-3 成年後見制度利用支援にかかる事業の推進	35
施策の展開2-4 受任者調整（マッチング）等の支援	36
施策の展開2-5 担い手の育成・活用	37

基本施策3 成年後見人等への支援	40
施策の展開3-1 地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討	40
施策の展開3-2 家庭裁判所との連携	41

第5章 計画の推進に向けて	43
1 計画の推進と評価	44
(1) 計画の推進	44
(2) 計画の評価	44
(3) 評価指標の設定	45

資料編	47
1 江別市成年後見実施機関運営協議会委員名簿	
2 江別市社会福祉審議会委員名簿	
3 計画の策定経過	
4 パブリックコメント	
5 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）	
6 成年後見制度利用促進基本計画策定に係る市民アンケート調査結果	

はじめに

☞ 成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいなどにより、判断能力が十分ではない人は、預貯金や不動産などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分にとって不利益な契約であっても、適切な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力が十分ではない人（以下「本人」という。）に代わって、成年後見人等が本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、身上保護や財産管理、契約行為などを行うことにより、本人を保護・支援する制度です。

＜例えばこんな困りごと・・・＞

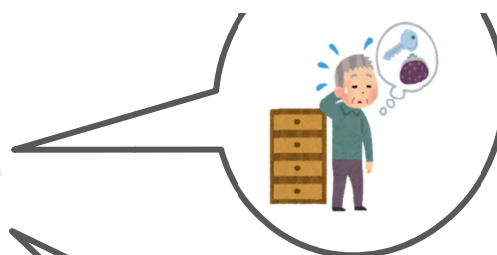
暮らしのサービスがうまく使えない

- 買い物や料理をホームヘルパーに頼むなど、福祉サービスを利用したいが、方法が分からない。
- グループホームに入所した方がよいのか自分では判断できない。



色々な手続きがわからない

- 買ったことを忘れてしまい、同じものを何度も買ってしまう。
- 市役所から年金などの通知が届いても、何を書いてよいか分からず放置している。
- どこにしまったのか思い出せず、分からなくなってしまうことが多い。



悪い人にだまされたらどうしよう

- 色々な人が高価なものを売りに来るが、騙されていないか心配。
- 年金支給日にだけ顔を出し、こづかいをもらいに来る人がいる。
- 本人は信用してしまっているが、実はお金を搾取されているようだ。

子どもの将来が不安

- 親が亡くなったあと、障がいのある子どもの面倒を見てくれる人がいないので心配。
- 引きこもりの子どもが、親亡き後、1人で生活できるか心配。



成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結します。本人の判断能力が低下した場合に、本人や家族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

◆法定後見制度

本人の判断能力が不十分となった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等については、第三者である専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）のほか、家族が選任される場合や同時に複数人が選任される場合があります。

法定後見制度				任意後見制度
家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。				
	後見	保佐	補助	
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	任意後見契約締結 ↓ 判断能力の低下 ↓ 家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て ↓ 任意後見監督人の選任 ↓ 任意後見契約の効力発生
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など			
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為※1	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為※2	
成年後見人等が代理することができる行為※3	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

計画で使用している用語

	用語	解説
あ	意思決定支援	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人が、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように行う、意思の決定や選択、希望を他者に表出する際に提供される家族・医療・福祉関係者等による本人への支援のこと。
	江別市 成年後見支援センター	成年後見制度の適切な利用を支援するため、成年後見制度に関する総合相談の窓口として、平成29年11月1日に江別市が設置した機関。センターの運営は、権利擁護活動や地域福祉活動を専門的に行っている社会福祉協議会に委託。
	親亡き後問題	親を亡くした障がいのある子の生活支援や財産管理といった生活に関する様々な問題の総称。社会福祉の面からも大きな課題となっている。
か	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護又は要支援と認定された利用者からの相談に応じ、利用者が自立した日常生活を送るために必要となる援助に関する専門的知識と技術を持って、利用者がその心身の状況などに応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村や介護サービス事業者、施設などとの連携調整を行う専門職。
	協議会	後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し司法・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
	禁治産制度	心神喪失の常況にある人を保護するために、家庭裁判所が禁治産の宣告をして本人に後見人をつける明治時代に作られた制度。
	権利擁護支援	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の権利を守るために、以下のような目的で行う支援のこと。 ①「人権」としての権利 …必要に応じて、適切になされる権利の回復(救済)。 (例)老人福祉法第32条等に基づく市長による申立て ②「契約(当事者間の合意)」に基づく権利 …必要に応じて、適切になされる権利の行使。 (例)福祉サービスや施設入所などの契約
	後見支援員	江別市が実施する市民後見人養成講座を修了し、江別市社会福祉協議会に「後見支援員」として登録された方。後見支援員は、江別市社会福祉協議会が受任する法人後見業務の活動を支援する。
	候補者	成年後見制度の申立書に記載する成年後見人等の候補者のこと。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合
さ	自己決定権の尊重	障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年後見制度を利用する本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その本人の自発的な思いが尊重されるべきこと。

さ	市長申立	成年後見制度が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合など、本人の福祉を図るため特に必要があると認められる場合、市長が申立人となり成年後見開始等の請求を家庭裁判所へ行うこと。
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、市町村や後見関連団体等が行う市民後見人養成講座などにより成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けたうえ、家庭裁判所から選任された成年後見人等。
	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉法によって創設されたソーシャルワーク専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上的の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人からの福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。
	受任者調整	家庭裁判所への申立前の段階から、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等の候補者を調整しておくこと。
	障がい者 相談支援事業所	障がい者の福祉に関する各種相談や、障害福祉サービスの利用等に関する支援を行う事業所。また、地域や関係機関と連携を図り、障がいのある方が地域で安心して生活するサポートも実施。
	身上保護の重視	成年後見人等が、成年後見制度を利用する本人の財産管理のみならず、本人の心身の状況、生活状況、経済状況等に配慮しながら、生活や医療・介護・福祉に関する契約・申請などを行い、本人らしい生活を整える身上の保護が適切に図られること。
	親族後見人	家庭裁判所より選任された親族による成年後見人等。
	成年後見制度利用支援 事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人で、身寄りがないなど親族等による後見等の開始の審判申立てができない人について、市長が代わって申立てを行うこと。また、成年後見制度の利用にあたり、必要な費用を負担することが困難な人に対して、申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬の助成を行うこと。
	成年後見人等	家庭裁判所により選任された成年後見人、保佐人、補助人を指す。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人を保護・支援する。成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等がある。
専門職	この計画においては、弁護士、司法書士、社会福祉士を指す。	
た	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する。

た		「①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を担う保健・医療・福祉・司法等の連携の仕組み。
	地域連携ネットワーク	
	チーム	本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者による既存の支援体制に、法的な権限を持つ成年後見人等が参加し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。
	中核機関	様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・協働の推進役を担う、地域連携ネットワークの中核となる機関。地域の権利擁護支援の全体構想を設計する「司令塔」、協議会を運営する「事務局」、成年後見制度の利用に関する検討・専門的判断を担保する「進行管理」の役割を担う。
な	日常生活自立支援事業	市内に居住し、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある人を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う事業。
	ノーマライゼーション	成年後見制度を利用する本人が、他の人と同じように等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。
は	8050世帯	80歳代の高齢の親と50歳代等の中高年の子が同居する世帯。子の障がいや引きこもりによる生活困窮、親の要介護状態による子の介護離職等により、生活を親の年金に依存するなど8050世帯における生活問題を「8050問題」といい、高齢社会の進展とともに社会問題化している。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人格を有する法人が成年後見人等を受任し、判断能力が十分ではない人の財産管理や身上保護を行うこと。
	法テラス (日本司法支援センター)	国(法務省所管)が設立した、法的トラブルを解決するための総合案内所。相談内容に応じて、法制度の紹介や弁護士会、司法書士会、消費者団体など適切な相談窓口の案内、経済的に余裕がない人への無料の法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 成年後見制度利用促進法の施行と国の基本計画の策定

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいなどにより、物事を判断する能力が十分ではない人（本人）について、本人の権利や財産を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

この制度は、高齢者サービスが措置から契約へと変わった介護保険制度の導入とともに、平成11(1999)年の民法の一部改正によって従来の禁治産制度に代わって制定され、平成12(2000)年から施行されています。

高齢社会が進み、認知症や障がいがあることにより日常生活や財産管理等に支障がある人を社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっていますが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段の一つであるにも関わらず、まだ十分に利用されていないのが現状です。

そこで、国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）を施行し、平成29(2017)年3月に、促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。

促進法では、市町村においても国基本計画を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

本市では、これらを踏まえ「江別市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、たとえ支援が必要な状態になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指し、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めます。

◆促進法の目的と基本理念

目的（促進法第1条）

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。

基本理念（促進法第3条）

- ① 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視）
- ② 地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進
- ③ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

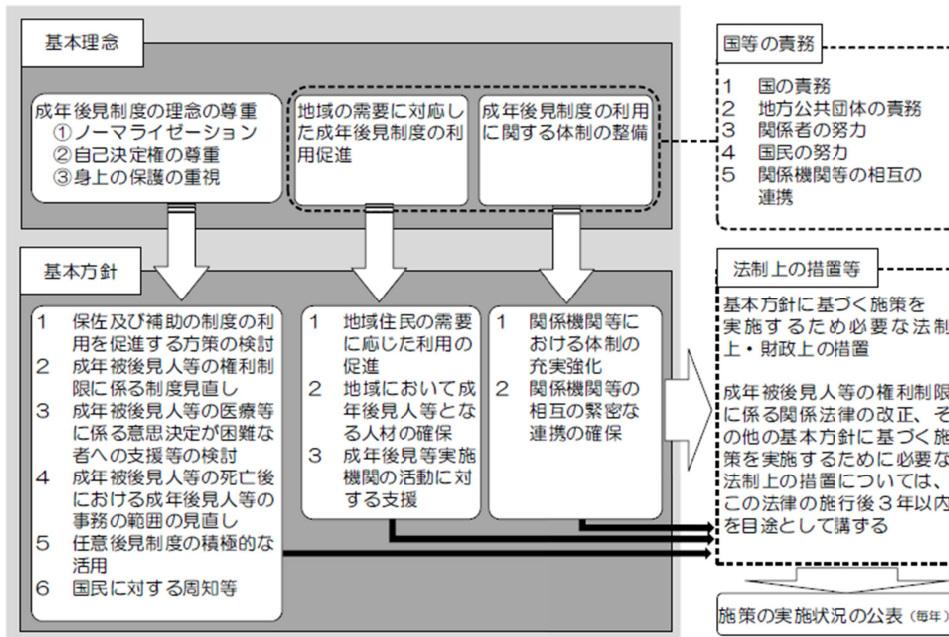
◆国基本計画の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

◆市町村の講ずる措置（促進法第14条第1項）

市町村は、国基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。

■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。

(2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）。

(3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。

※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。 2

【厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室】

(2) 認知症施策推進大綱の策定

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるため、令和元年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症バリアフリーの推進においては「成年後見制度の利用促進」が位置づけられています。

※「共生」：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味

※「予防」：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

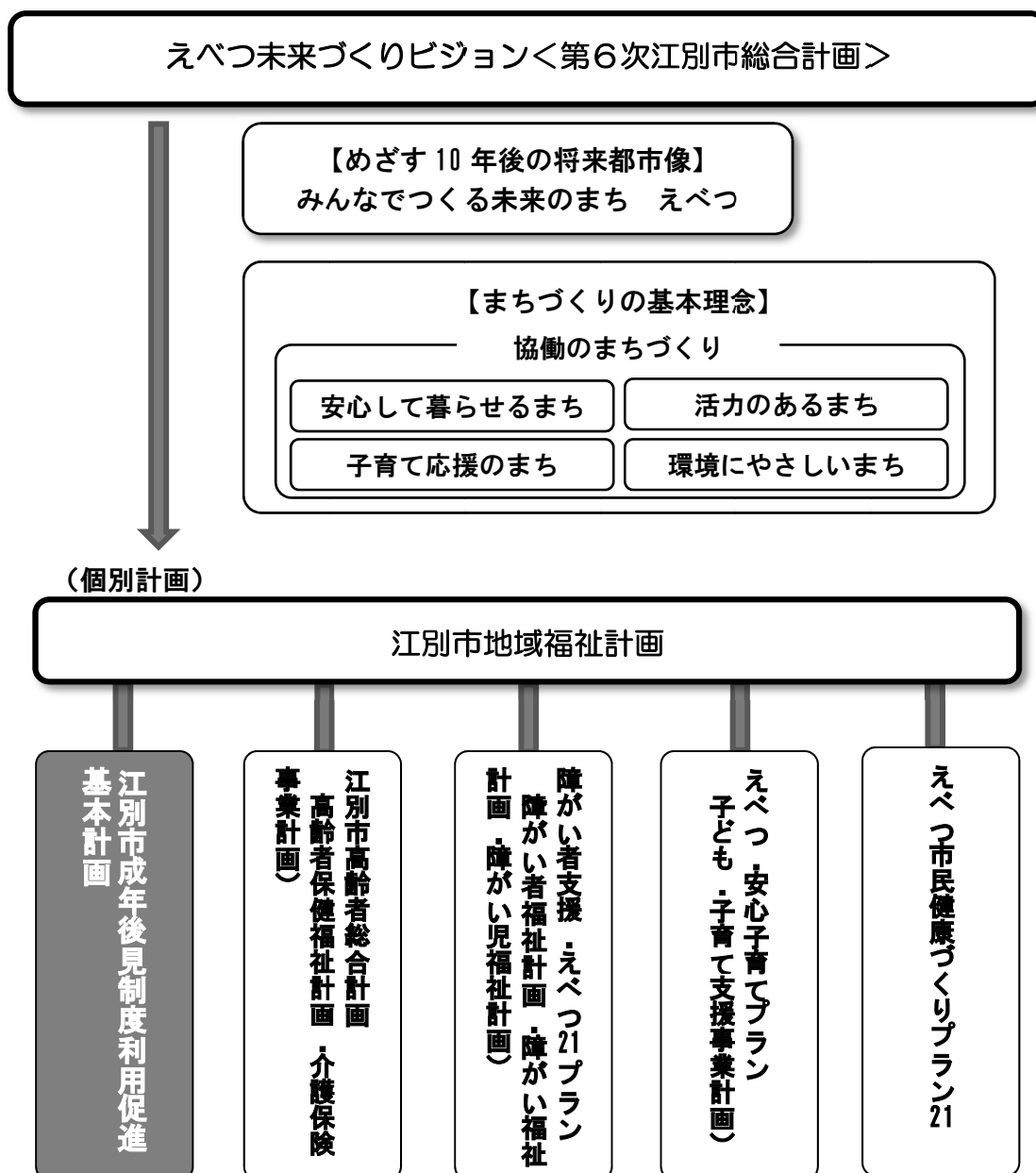
2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、促進法第 14 条第 1 項に基づき、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めるものです。

(2) 市の他計画との関係性

本計画は、本市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>」を踏まえ、福祉部門の基本計画として位置づけている「江別市地域福祉計画」との調和や「江別市高齢者総合計画」「障がい者支援・えべつ21プラン」など、福祉の個別計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、関連性の高い「江別市地域福祉計画」と一体的に取り組んでいく必要があることから、「第4期江別市地域福祉計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）と終期を合わせ、令和3（2021）年7月から令和7（2025）年3月までを計画期間とします。

（年度）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度～ （2025）
江別市成年後見制度 利用促進基本計画	第1期（令和3年7月～6年度）				次期計画期間
江別市総合計画	第6次（平成26～令和5年度）			第7次（令和6～15年度）	
江別市地域福祉計画	第4期（令和2～6年度）				第5期 （令和7～ 11年度）
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期（令和3～5年度） 第8期（令和3～5年度）			第10期（令和6～8年度） 第9期（令和6～8年度）	
障がい者福祉計画	第5期（令和3～8年度）				
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期（令和3～5年度） 第2期（令和3～5年度）			第7期（令和6～8年度） 第3期（令和6～8年度）	

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、成年後見制度に関わる市民アンケート調査や市民意見公募（パブリックコメント）を行うとともに、江別市後見実施機関運営協議会及び江別市社会福祉審議会により審議を重ねました。

◆ 江別市後見実施機関運営協議会での審議

本市の成年後見制度に関する事業の円滑かつ適正な運営について協議する、法律・福祉の専門職、学識経験者、地域包括支援センター及び障がい者支援センターの代表者、江別市成年後見支援センター職員で構成される協議会にて審議しました。

◆ 江別市社会福祉審議会での審議

本市における社会福祉に関する基本的事項を調査・審議する審議会において、福祉関係者、医療関係者、学識経験者、市民等により審議しました。

◆ 市民アンケート調査等の実施

成年後見制度に関する現在の状況や求められているニーズ、今後の課題等について把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

また、札幌家庭裁判所から、本市の成年後見制度利用状況に関する情報の提供を受け、市民アンケート調査の結果と合わせて現状等を分析し、計画内容に反映しました。

◆ 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

本計画の内容について広く市民に公表し、意見や情報を求め、提出された意見等を考慮して作成するため、パブリックコメント※を実施しました。

お寄せいただいたご意見は資料編(P●)をご参照ください。

【実施概要】

募集期間：令和3(2021)年●月●日(●)～令和3(2021)年●月●日(●)

募集方法：持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで介護保険課または障がい福祉課へ提出

公表場所：市役所、各公民館、総合社会福祉センター、各老人憩の家、市ホームページ等

周知方法：広報えべつ、市ホームページにて掲載

※パブリックコメントとは、市の重要な計画、方針等の案を広く市民に公表し、意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の内容及びこれに対する市の考え方をあわせて公表する一連の手続のことです。

第 2 章

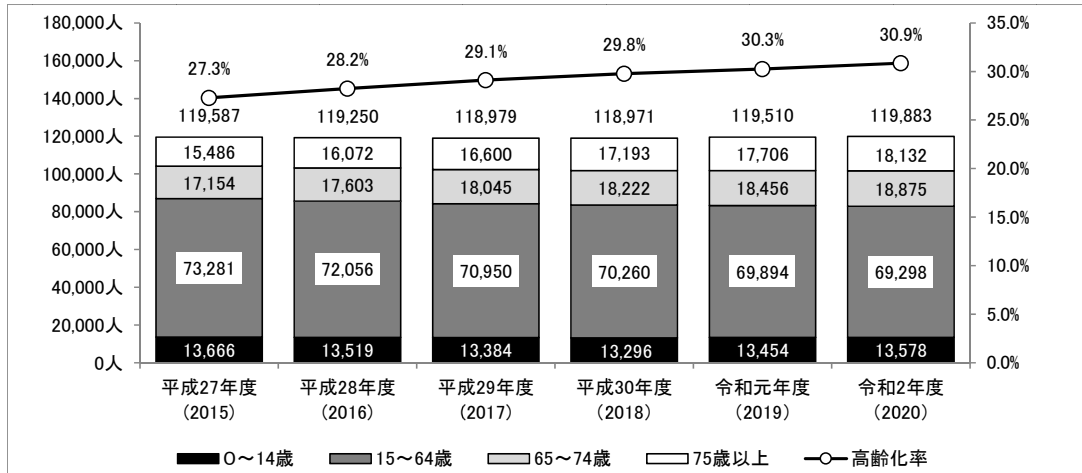
成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 高齢者及び障がい者の現状と将来推計

(1) 人口及び高齢化率等の現状

本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和2(2020)年10月1日現在、37,007人で、高齢化率は30.9%となっています。

年代毎に比較すると、特に75歳以上の後期高齢者人口の増加が際立っています。一方で、15～64歳の生産年齢人口は年々減少傾向にあります。

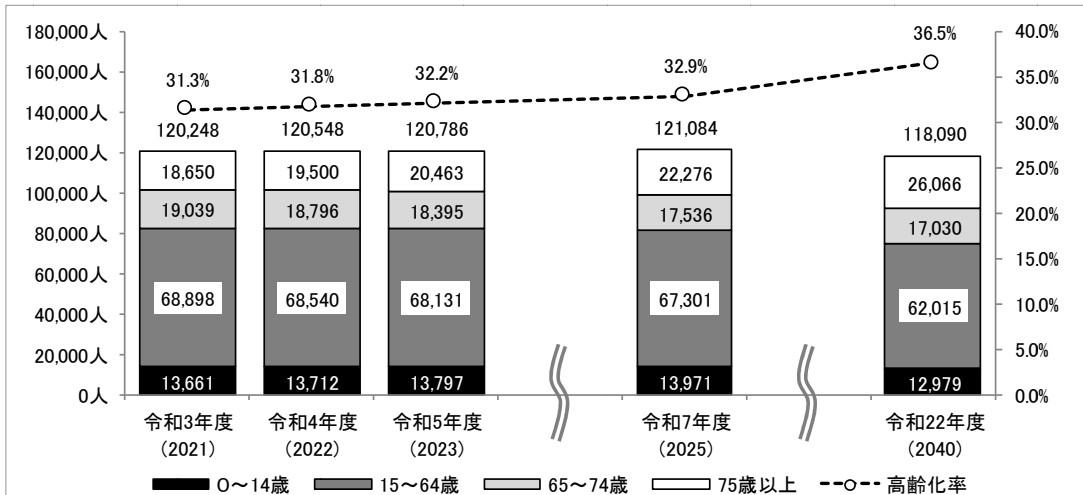


【江別市高齢者総合計画(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)】

(2) 人口及び高齢化率等の将来推計

本市の65歳以上の高齢者人口の将来推計は、令和5(2023)年度には38,858人で、高齢化率は32.2%となり、令和7(2025)年度には75歳以上人口が65歳以上人口の55.9%を占める見通しとなっています。

また、総人口は令和9(2027)年度にピークを迎える見込みですが、65歳以上の高齢者人口は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度に39,812人となり、その後も増加を続け、令和22(2040)年度には43,096人でピークを迎えます。その後は減少に転じますが、高齢化率は上昇する見通しです。



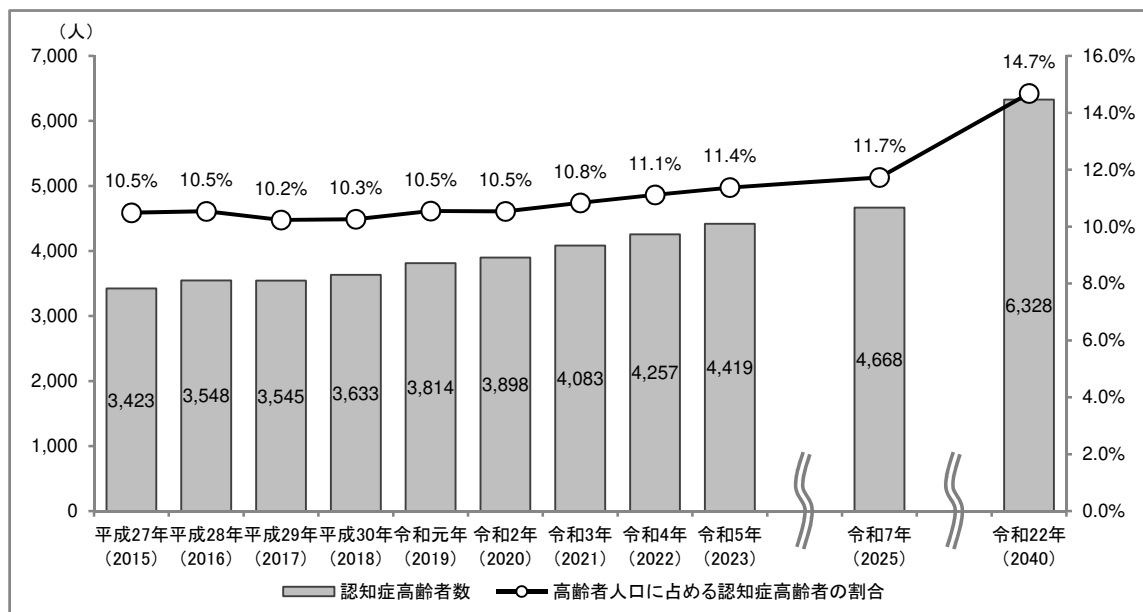
【江別市高齢者総合計画(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)】

(3) 認知症高齢者の状況

本市の要介護認定者数に占める認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、平成27(2015)年の3,423人から令和2(2020)年の3,898人と過去5年間で約13.9%増加しています。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが予想され、令和7(2025)年には4,668人と令和2(2020)年からの5年間で約19.8%の増加が見込まれます。

■認知症高齢者数及び高齢者人口に占める認知症高齢者の割合



【江別市介護保険課】

～認知症高齢者の考え方～

要介護等認定を受けている人のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の人を認知症高齢者としています。

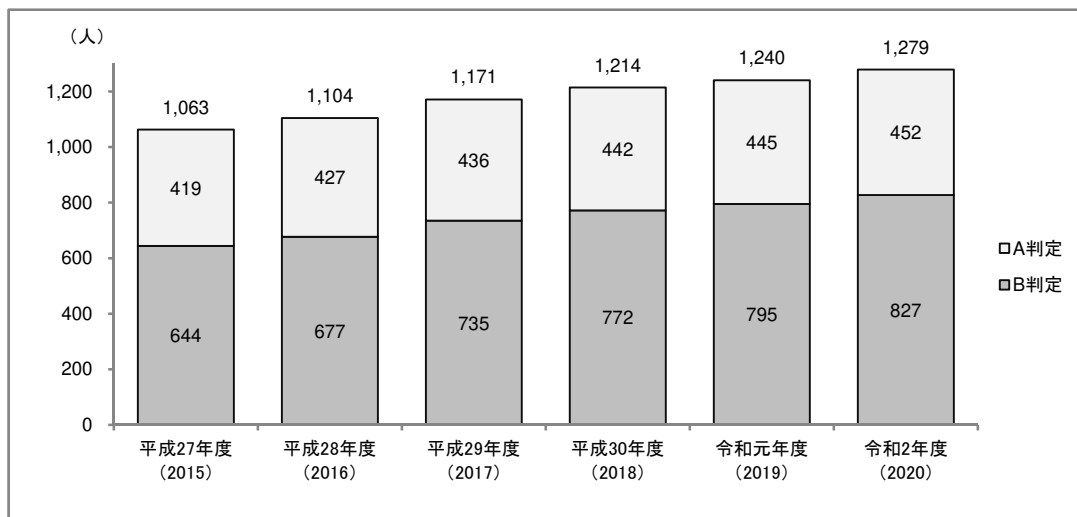
ランク	判定基準
日常生活自立度Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態
日常生活自立度Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
日常生活自立度Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態
日常生活自立度Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
日常生活自立度M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

※「認知症高齢者の日常生活自立度」：介護保険要介護認定の審査判定に用いられる指標で、自立→Mの順に重度となります。Ⅱ以上は、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態をいいます。

(4) 知的障がい者の状況

本市の知的障がい者については、令和2(2020)年4月1日現在の手帳(療育手帳)所持者は1,279人となっています。手帳の等級別では、A判定が452人(全体の35.3%)、B判定が827人(同64.7%)となっており、A判定・B判定ともに増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移(等級別)



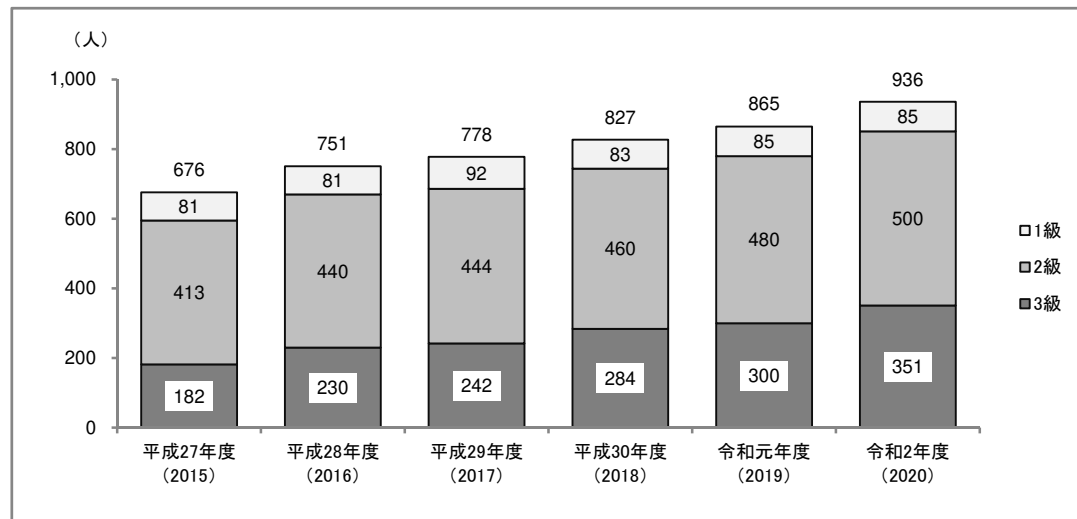
【障がい者支援・えべつ21プラン(令和3(2021)年度~令和8(2026)年度)】

(5) 精神障がい者の状況

本市の精神障がい者については、令和2(2020)年4月1日現在の手帳所持者は936人となっています。手帳の等級別では、2級が500人(全体の53.4%)、次いで3級が351人(同37.5%)、1級が85人(同9.1%)となっています。

このほか、手帳の有無にかかわらず自立支援医療(精神通院)制度(通院による精神疾患の医療に対し、医療費の一部を公費で負担する制度)を利用している人数は、令和2(2020)年4月1日現在2,439人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



【障がい者支援・えべつ21プラン(令和3(2021)年度~令和8(2026)年度)】

2 成年後見制度の利用状況

(1) 全国における成年後見制度の利用状況

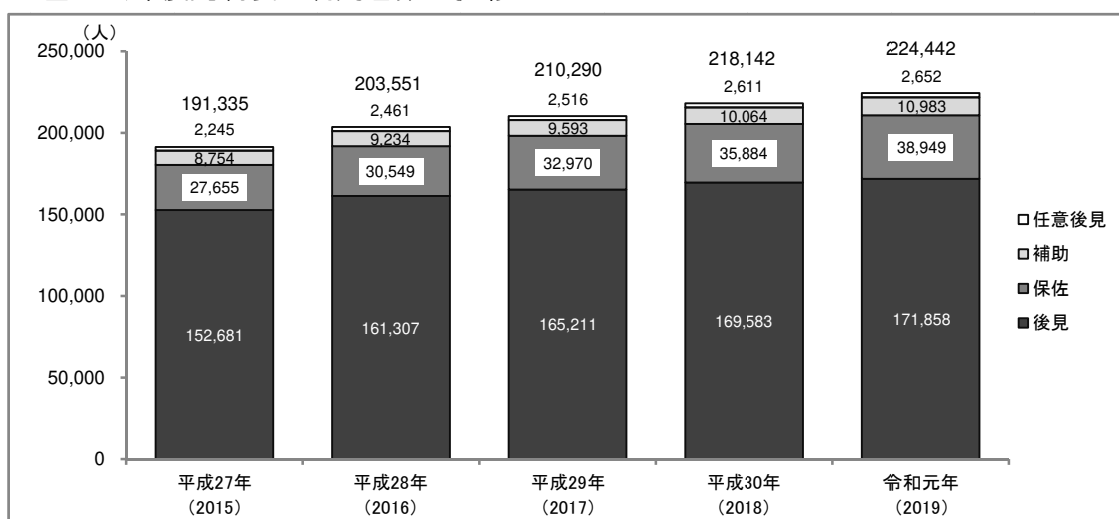
全国の成年後見制度利用者数は、法定後見の3類型（後見・保佐・補助）のいずれにおいても年々増加しており、今後も高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、当該制度の需要は一層高まるものと考えられています。

各類型の利用割合を比較すると、過去5年間では後見の利用が全体の約8割を占め、他の類型と大きく差があります。

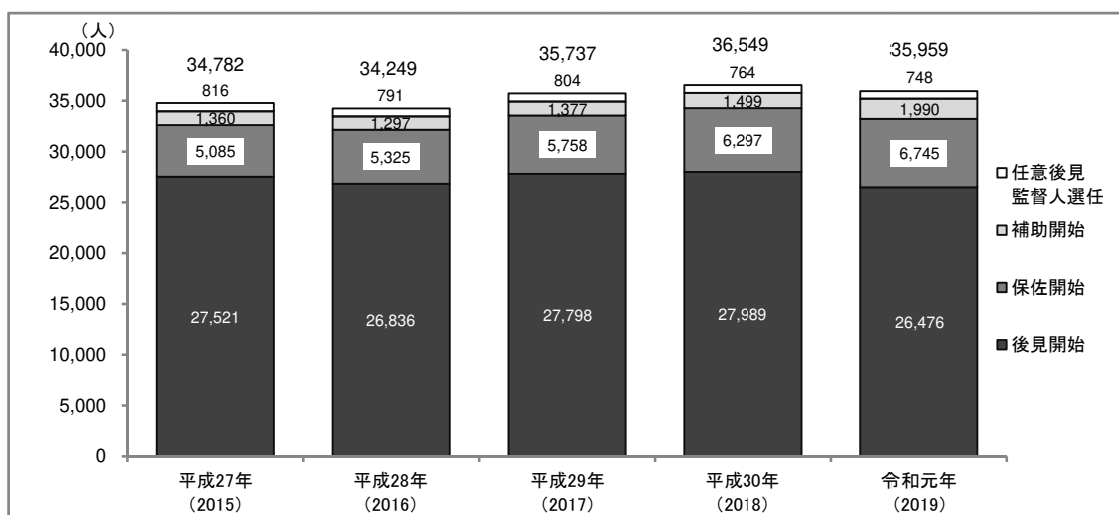
また、全国の成年後見等の申立件数は、総数は増減を繰り返していますが、保佐開始は増加傾向となっています。

各類型の申立割合を比較すると、過去5年間では後見開始の申立の割合が全体の7割以上を占め、他の類型と大きく差があります。

■全国の成年後見制度の利用者数の推移



■全国の成年後見等申立件数の推移

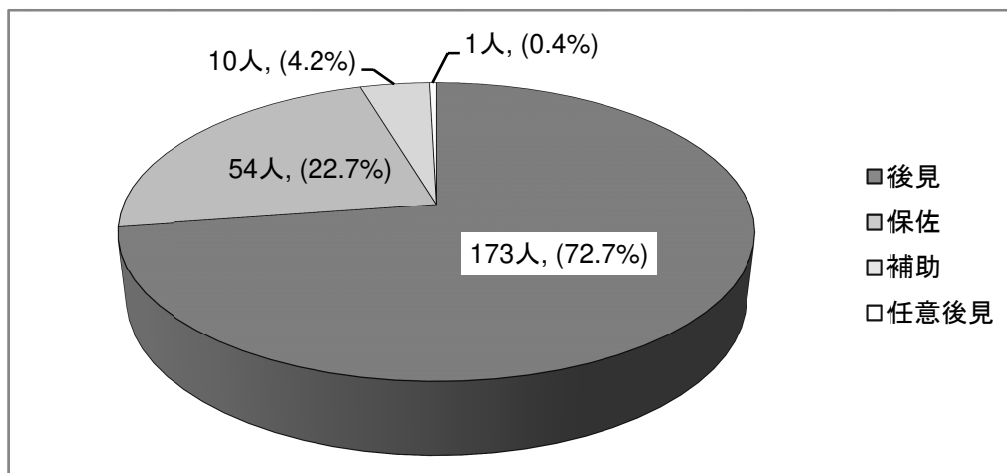


【最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（各年12月末日現在）】

(2) 本市における成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和2(2020)年10月29日現在、238人であり、全国の各類型の利用割合と同様、保佐、補助及び任意後見の割合が低い状況にあります。

■本市の成年後見制度の利用者数



【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」(令和2年10月29日現在)】

(3) 本市の成年後見人等と本人との関係別状況

本市の成年後見制度利用者における成年後見人等と本人との関係は、令和2(2020)年10月29日現在、親族が成年後見人等に選任されたものが125件、親族以外が選任されたものが113件となっています。

各類型の割合を比較すると、後見人では親族が約6割を占める一方、保佐人及び補助人では、親族以外の割合が高い状況です。

■本市の成年後見人等と成年被後見人等である本人との関係別件数

種別	総件数	成年後見人等と成年被後見人等である本人との関係別件数								
		親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	税理士	市民後見人	法人	その他
後見	173	102	19	29	6	4	0	0	10	3
保佐	54	21	9	9	5	0	0	1	9	0
補助	10	2	1	4	1	0	0	0	2	0
任意後見	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	238	125	29	43	12	4	0	1	21	3

【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」(令和2年10月29日現在)】

(4) 成年後見制度に関する市民アンケート調査

市民の成年後見制度に対する認知度や利用意向等の実態を把握し、本計画の基礎資料とすることを目的とし、令和2(2020)年に40歳以上の市民(無作為抽出)及び18歳以上の障がい者を対象に調査を実施しました。

※詳しい調査結果は資料編(P52~P61)をご参照ください。

ア 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「制度の内容や手続方法を知っている」「制度の内容を大まかに知っている」と回答した方は合わせて約3割です。「名前だけ知っている」「よく知らない」を合わせると約7割にのぼります。

イ 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向は、「わからない」と回答した方が約5割と最も多く、「今後利用したい」は2割に満たない状況です。

なお、利用しない理由については、複数回答で「利用すると、どんな効果があるかわからない」を選択した方が全体で約4割と最も多く、次いで「誰が後見人になるか不安」「どうやって手続したらよいかわからない」を選択した方が約3割となっています。

また、障がい者のみで見ると、「どうやって手続したらよいかわからない」が4割を超えています。

ウ 自身が将来不安に思うこと

65歳以上の市民の約4割から約5割が「自身が将来不安に思うこと」に「身の回りのことができなくなってきたこと」「身体的(病気等)なこと」と回答しています。

一方、障がい者においては「自分自身の将来」と回答した方が約5割と最も多く、次いで「身体的(病気等)なこと」「日常の金銭管理(日常の買物、支払いなど)」が多くなっています。

エ 江別市成年後見支援センターの認知度

江別市成年後見支援センターについて、「知らない」と回答した方が約7割にのぼり、「名前は聞いたことがあるが、事業内容は知らない」と回答した方が、約1割から約2割程度となっています。

3 成年後見制度に関する課題

本市における成年後見制度の利用状況や、市民アンケート調査結果から、以下の項目について課題があると考えます。

◆成年後見制度が十分に利用されていない。

本市の認知症高齢者数の推計は、令和7年度には4,668人となっており、今後も増加することが見込まれています。また、知的障がい者、精神障がい者については、平成27(2015)年からいずれも増加傾向にあります。

一方、本市における成年後見制度の利用者数は、令和2(2020)年10月29日現在で238人となっており、全国の利用状況と同様に、認知症高齢者等の数と比較すると、利用が必要な人に制度が十分に利用されているとは言えない状況にあります。

◆成年後見制度についての認知度が低い

市民アンケート調査では、制度の内容を知っていると回答した方は約3割にとどまり、誰でも利用が必要になる可能性がある制度にも関わらず、認知度が低い状況です。

また、制度が十分に知られていないことから、利用の効果がわからない、誰が成年後見人等に選任されるか不安などの理由により、制度利用に至らないと推測されます。

◆成年後見制度についての相談窓口の連携

市民アンケート調査では、高齢者及び障がい者のいずれも、約半数が自分自身の将来を不安に思うと回答しています。

一方、本市の成年後見制度利用者の各類型割合は、後見類型が約7割を占めており、生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

本市では、成年後見制度を含む権利擁護に関わる相談は、江別市成年後見支援センターや地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の相談支援機関が、それぞれの分野で相談業務を実施していますが、どの窓口にも相談しても早期に必要な支援に結びつくよう、各相談窓口の連携を強化することが必要です。

これらの現状を踏まえ、本市においては、自ら意思決定をすることが難しい状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるための手段の一つとして成年後見制度が利用されるよう、制度浸透のための普及促進、速やかに適切な支援につなげる地域住民や関係機関等との連携体制の整備、安心した制度利用に向けた環境の整備が、今後取り組む課題であるといえます。

第 3 章

計画の理念及び体系

1 基本理念

すべての人の尊厳と意思が尊重され

住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち

本市では、令和2(2020)年3月に策定した「第4期江別市地域福祉計画」の基本理念として、「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」を掲げ、健康福祉分野の様々な施策を総合的・横断的に推進しています。

本計画では、江別市地域福祉計画の考えを踏まえるとともに、基本理念のもと、認知症の症状や障がいがあってもなくても、同じ社会で尊厳と希望をもってともに自分らしく暮らし続けることができる共生のまちを江別市が目指す姿とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、国基本計画を踏まえた次の3つの基本目標を定め、成年後見制度がより身近に、より使いやすく、より充実したものとなるよう取り組みます。

基本目標 I

本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用となる仕組みを整えます。

基本目標 II

適切な支援につなげる権利擁護・成年後見制度利用促進の体制を整備します。

基本目標 III

安心して制度を利用できる環境づくりを推進します。

3 施策の体系

本計画の基本目標を達成するため、本市では3つの基本施策を設定します。
3つの基本施策に対応する施策の展開については、第4章に掲載しています。

基本理念

すべての人の尊厳と意思が尊重され

住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち

基本目標	基本施策	施策の展開	
I 本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用となる仕組みを整えます。	1 権利擁護支援の体制整備	1-1 地域連携ネットワークの構築	
		1-2 中核機関の設置と運営	
	II 適切な支援につなげる権利擁護・成年後見制度利用促進の体制を整備します。	2 成年後見制度の利用を支える機能の充実	2-1 広報機能の充実
			2-2 相談機能の充実
			2-3 成年後見制度利用支援にかかる事業の推進
			2-4 受任者調整（マッチング）等の支援
			2-5 担い手の育成・活用
	III 安心して制度を利用できる環境づくりを推進します。	3 成年後見人等への支援	3-1 地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討
			3-2 家庭裁判所との連携の強化

第 4 章

施策の展開

権利擁護支援の体制整備

基本
施策

1

権利擁護支援が必要な人を適切に福祉サービス等に繋げていくためには、地域の関係機関や専門職団体等とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。権利擁護支援が必要な人の早期発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築に向けて、地域の関係機関等と連携した取組ができるよう、地域連携ネットワークの構築及びその中核となる機関を整備します。

施策の展開 1-1 地域連携ネットワークの構築

◆現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者や 8050 世帯が増加している今日、家族や地域のつながりの希薄化から、地域の中でも権利擁護ニーズを把握しにくくなっています。
- ・ 虐待や消費者被害などの権利侵害にあたり、支援の拒否（セルフネグレクト）など、判断能力が十分でないことから、自ら相談や SOS を発することができない高齢者や障がい者が多くなっています。
- ・ 権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応の仕組みづくりとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、判断能力が十分でない人の地域生活における課題解決のため、意思決定支援のあり方や地域の関係機関の連携強化、権利擁護支援体制の構築に向けた検討が必要です。

◆今後の方向性

- ・ 本市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関及び地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築します。

◆主な具体的取組

(1) 地域連携ネットワークの機能の整備

- ・ 市、江別市成年後見支援センター、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。
- ・ 早期の段階から、個々の事情に応じて任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、最も適切な権利擁護ができるよう、身近な地域で相談できる体制を推進します。
- ・ 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(2) 権利擁護支援のチームによる対応

- ・後見等開始前には成年後見制度の利用が必要な人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後にはこれに成年後見人等が加わり、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援や身上保護等の必要な対応ができるようチームの連携構築を推進します。

(3) 協議会によるチーム支援体制の構築

- ・後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対するチームでの対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームを支援する協議会の体制を構築します。
- ・協議会では、個別の協力活動の実施や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。
- ・関係機関等による既存の会議等を活用し、チームをバックアップする体制整備を図ることを検討していきます。

施策の展開 1-2 中核機関の設置と運営

◆現状と課題

- ・地域連携ネットワークを整備し、効果的に機能させるためには、当該ネットワークの中核となる機関が必要です。
- ・中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を推進する大きな役割を担います。

◆今後の方向性

- ・本市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくために中核機関を設置します。
- ・中核機関は、地域連携ネットワークが担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の進捗管理やコーディネートの役割を果たします。

◆主な具体的取組

- ・現在、本市において成年後見制度に関する広報・啓発、専門相談、市民後見人の養成等を実施している江別市成年後見支援センターの取組の充実を図るとともに、同センターを中核機関に位置づけることを検討します。
- ・中核機関の業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、実情に応じて調整を図ります。

◆取組実績

本市では、地域連携ネットワークの構築のため、多職種を対象とする研修会を開催しています。成年後見制度に関する講義のほか、日頃から権利擁護支援に関わる様々な職種の方が、グループワークによる事例検討や意見交換を通して、相互理解や情報共有を図っています。

(参加者)

家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、公証役場、介護保険・障害福祉サービス事業所、医療機関、認知症高齢者・障がい者の支援団体、江別市民生委員児童委員、江別金融協会、江別消費者協会、江別市社会福祉協議会、市民後見人、後見実施機関運営協議会委員、受任調整会議委員

■「暮らしと成年後見を考える研修会」開催実績

開催日	内容	参加人数
第1回 (H30.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：札幌家庭裁判所「成年後見制度の現在と未来～家庭裁判所の視点から～」 ・グループワーク：判断能力が不十分な人の生活支援での困りごととその解決に必要な関係機関や専門職の役割、相互の連携 	97
第2回 (R1.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：認知症対応型デイサービス管理者 「認知症の本人・家族の想いを知る」～若年から高齢の認知症ケアの実践から ・グループワーク：事例検討を通じた本人の想いや意思を理解した支援と必要な連携 	62
第3回 (R1.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：東京大学大学院教育学研究科地域後見推進プロジェクト特任専門職員 「地域連携ネットワークの構築に必要なこと」 ・意見交換：介護支援専門員、障害福祉サービス事業所管理者、市民後見人による事例を通じた成年後見制度利用の課題や利用に繋げる難しさ 	68



＜地域連携ネットワークのイメージ図＞

※地域連携ネットワークとは...

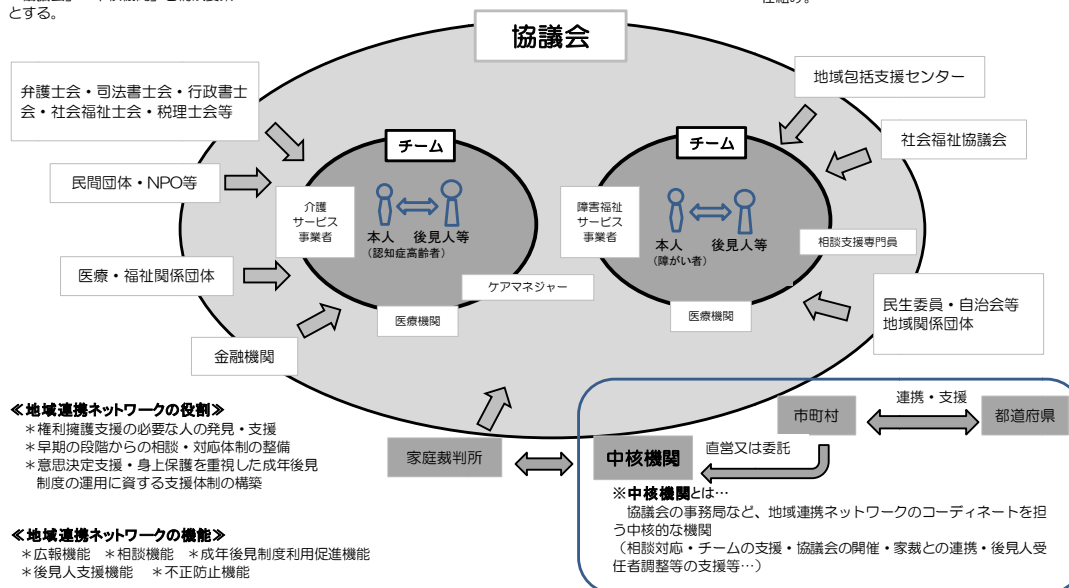
- ・全国どこに住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築
- ・権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みで、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。

※協議会とは...

- ・専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会。「チーム」を支えるため、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組み。

※チームとは...

- ・本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。



成年後見制度の利用を支える機能の充実

中核機関として位置づけることを検討している江別市成年後見支援センターを中心として、本人やその家族など誰もが安心して成年後見制度を利用できるよう、制度の周知啓発や講座の開催、各相談支援機関における相談対応、成年後見制度の担い手の育成等、成年後見制度の利用を支える機能の充実を図ります。

施策の展開 2-1 広報機能の充実

◆現状と課題

- ・成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、その利用方法や成年後見人等の役割などが市民にあまり理解されておらず、市民に身近な制度とは言えない状況にあります。
- ・成年後見制度に関する市民アンケート調査（令和2年度実施）において、本市における成年後見制度及び相談支援窓口である江別市成年後見支援センターの認知度は、約3割と低い状況にあります。
- ・市内で成年後見制度を利用している人は、238人（令和2年10月29日時点※札幌家庭裁判所情報）ですが、制度利用のニーズが高いと思われる市内の認知症高齢者、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者の総数6,102人（令和2年4月1日時点）に対する利用率は約4%と低い状況にあります。

◆今後の方向性

- ・制度を正しく理解することが安心した制度利用につながることから、様々な機会に各種媒体を活用し、幅広い周知啓発に取り組みます。
- ・身近で権利擁護支援を必要としている人を早期に発見し、迅速な相談・支援につなげるパイプ役を担っていただくよう、判断能力が十分ではない人に接する機会が多い民生委員や自治会、福祉・医療関係者及び金融機関などの民間事業者等に対し、制度の理解促進を図ります。
- ・日常生活自立支援事業や任意後見・保佐・補助類型を含め、成年後見制度の早期利用を念頭においた周知啓発を図ります。
- ・迅速かつ適切に相談窓口へつながるよう、制度とともに権利擁護・成年後見制度に関する相談支援窓口について周知します。

◆主な具体的取組

- ・リーフレット等の作成・配布による成年後見制度及び相談支援窓口の周知啓発の強化
- ・広報えべつや社協だより幸せな社会、ホームページ等による広報の拡充
- ・ICTを活用した幅広い世代に向けた広報の実施
- ・市民向けの普及啓発講演会、地域での出前講座等の継続的な実施
- ・介護保険・障害福祉サービス事業所や民間事業者等への啓発活動
- ・支援に関わる関係者等を対象とした研修会の実施

◆取組実績

■市民向け普及啓発講演会開催実績

年度	内容	参加人数
平成30年度 (2018)	おひとりさまの認知症と成年後見制度 ～認知症の友人を任意後見人として支えて～	116
令和元年度 (2019)	笑いで理解を深めよう！成年後見制度	121
令和2年度 (2020)	落語で学ぼう！成年後見制度	65

■成年後見制度出前講座開催実績（江別市成年後見支援センター実施）

	平成29年度 (2017)※	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
回数	1	8	5	●

※平成29年度は当該センターが開設した平成29年11月～平成30年3月の実績

おひとりさまの認知症と
成年後見制度
～認知症の友人を任意後見人として支えて～



施策の展開 2-2 相談機能の充実

◆現状と課題

- ・本市では、平成29年11月1日に「江別市成年後見支援センター」を開設し、江別市社会福祉協議会が運営しています。同センターでは、権利擁護に関する相談において、成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の福祉サービス等の利用相談など総合的に対応しています。
- ・市内では、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の相談支援機関が、それぞれの分野で相談業務を実施しています。
- ・成年後見制度に関する市民アンケート調査（令和2年実施）では、成年後見制度に関して「相談する必要がない」の約4割に次いで、「どの機関に相談してよいかわからない」が約3割となっており、十分に市民に浸透していない状況です。
- ・本市の成年後見制度の利用状況は、保佐・補助の割合が低く、後見が約7割を占めています。
- ・本人や親族による申立て書類の作成や書類の収集には相当の負担があり、制度利用に結びついていないことが想定されます。
- ・障がい者とその家族からは、障がい特性に応じたより専門的な相談支援体制の整備が求められています。

◆今後の方向性

- ・相談支援体制の強化及び地域連携ネットワークを活用した関係機関との連携を図ります。
- ・地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携強化を図ります。
- ・成年後見制度の利用促進のため、本人や親族が自身で申立てを行う場合に、煩雑な申立書の作成方法や申立てに必要な書類等の取得方法の説明を行うなど、制度利用に向けた申立人の支援に取り組みます。

◆主な具体的取組

- ・メールなど受付方法の拡充、市内の公共施設など人が集まりやすい場所での出張相談会の開催等、相談しやすい環境の整備
- ・適切な権利擁護支援に結び付けるため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の既存の相談支援機関の連携強化
- ・江別市成年後見支援センターによる成年後見制度利用の申立て支援及び代行団体（地域の専門職や法テラス等）の紹介
- ・地域連携ネットワークを活用した、地域の相談支援機関における権利擁護支援の必要性や支援方針等を検討する場への法律や福祉の専門職の派遣
- ・日常生活自立支援事業などの各種福祉事業の利用から保佐・補助への早期の移行がスムーズに行われるよう、江別市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の連携強化

◆取組実績

■江別市成年後見支援センター相談件数（各年度末）

	平成 29 年度 (2017)※	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
実人数	47	86	122	●
延べ相談件数	320	638	876	●

※平成 29 年度は当該センターが開設した平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月の実績

■日常生活自立支援事業の利用人数

江別市社会福祉協議会では、認知症や精神障がい等により、日常生活を送るうえで必要なサービスを利用するための情報の入手や理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方を対象に、福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用のために必要な手続き、又は費用の支払い等の援助を行っています。

年 度	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
人 数	19	22	22	24	●

【江別市社会福祉協議会】

☞ 成年後見制度普及啓発リーフレット・携帯用カード

江別市成年後見支援センターでは、成年後見制度の普及啓発のためリーフレットや携帯用のカードを作成し、配布しています。

<配布用リーフレット>

えべつし 江別市 成年後見支援センター

高齢の方や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

制度

- 成年後見制度について、くわしく知りたい。
- 成年後見等の申立て手続きがわからない。

財産

- 財産の管理が自分でできない。
- 訪問販売や高齢者商法の被害を受けている。
- 年金が本人のために使われていない。

契約

- 福祉サービスを利用したいが自分で契約できない。
- 施設入所を考えているが、一人で決めるのが不安。

将来

- 自分が何があったときに、障がいのある子どもの生活が心配。
- 身寄りがないので、今後の財産管理が不安。

お問い合わせ

社会福祉法人 江別市社会福祉協議会
江別市成年後見支援センター
(江別市委託事業)

〒069-0811 江別市緑町14-87
江別市総合社会福祉センター内
☎(011) 375-8988 (直通)・386-1234 (代表)
E-mail: kouken@ebetsu-shyakyu.jp

【開設時間】
月曜日～金曜日 8時45分～17時15分
土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3) 休みです。

成年後見制度とは?

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を指定することで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、「法定後見制度」は本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

法定後見制度

- 後見** 判断能力が全くない。日常生活費等も自分でできない。自給的な事柄(運転免許の取得、金融機関、税金)は自分でできない。
- 保佐** 判断能力が著しく不十分。日常生活費等は自分でできるが、重要な事柄(不動産の取得、金融機関、税金)は自分でできない。
- 補助** 判断能力が不十分。重要な事柄(運転免許)について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか依頼される。

任意後見制度

将来に備えて一歩先、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や親類への入居など身上に関する事項を自分で判断することができない場合に、本人の同意を得た上で、任意に指定された成年後見人(任意後見人)が、本人の権利を守る公益に基き、「任意後見人契約」を結んでおきます。

成年後見人等は何をする?

成年後見人等の職務は、「身上監護」と「財産管理」です。

身上監護 本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかわる諸手続きのお手伝いをすることです。

財産管理 不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理することです。

相談 成年後見制度の必要性や関連する諸制度の紹介をします。

手続き支援 制度の利用が必要な方やその家族に対して、制度利用の手続きの指導・助言をします。

普及啓発 成年後見制度の普及啓発を目的とした情報の発信、勉強会開催等を実施します。

市民後見人の養成 成年後見制度を利用する方の生活を身近に理解して支援する「市民後見人」の養成を行います。

<携帯用カード>

江別市 成年後見支援センター

(江別市委託事業)

こんにちは...

- 成年後見制度についてくわしく知りたい。
- 成年後見制度の申立て手続きがわからない。
- 財産の管理が自分でできない。

相談無料

江別市緑町14-87
総合社会福祉センター
江別市社会福祉協議会内

☎(011) 375-8988

月～金曜日 8:45～17:15
(土・日・祝日・年末年始休み)

江別市成年後見支援センター

では、高齢の方や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

センターの主な活動

- 相談
- 制度利用の手続き支援
- 普及啓発のための情報発信、講演会の開催、出前講座
- 市民後見人の養成 など

成年後見制度とは?

認知症や知的障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を指定することで、本人を法的に支援する制度です。

施策の展開 2-3 成年後見制度利用支援にかかる事業の推進

◆現状と課題

- ・本市では、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立てを行う親族がいない場合や親族の協力が得られない場合には、市長が札幌家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行っています。
- ・本市では、申立てに要する費用や成年後見人等への報酬を本人が負担することが困難な場合に、申立費用や報酬の助成を行っています。
- ・成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業の需要も増大することが予想されるため、適切かつ円滑な事業の実施が求められています。

◆今後の方向性

- ・親族による申立てが期待できない方や経済的な理由により制度利用に要する費用負担が困難な方に対して支援をすることにより、制度の利用促進を図ります。

◆主な具体的取組

- ・江別市成年後見支援センターや家庭裁判所等の関係機関との連携による市長申立ての適正化・迅速化
- ・費用負担が困難な方へ、申立費用や成年後見人等への報酬に対する助成の継続的な実施

◆取組実績

■市長申立件数

区 分	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高 齢 者	2	0	4	3	●
障がい者	1	0	1	1	●

■申立費用助成件数

区 分	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高 齢 者	0	0	0	0	●
障がい者	0	0	1	0	●

■報酬助成件数

区 分	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高 齢 者	0	4	2	11	●
障がい者	0	1	2	6	●

施策の展開 2-4 受任者調整（マッチング）等の支援

◆現状と課題

- ・本市では、江別市成年後見支援センターが申立て支援を行うケースにおいて、同センターを運営する江別市社会福祉協議会又は同センターに登録している市民後見人が成年後見人等を受任することが必要と判断した場合に受任調整会議を開催し、成年後見人等の受任者調整を行っています。
- ・成年後見制度に関する市民アンケート調査（令和2年実施）では、成年後見制度を利用しない理由として「誰が後見人になるか不安」が障がい者では約4割となっており、成年後見人等の選任に対する不安が利用につながらない要因の一つと推測されます。
- ・制度利用が長期にわたることが見込まれる障がい者については、本人と成年後見人等との信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障がいの特性を十分に踏まえた成年後見人等を選任できるよう、適切な情報が提供されることが必要です。
- ・国基本計画では、家庭裁判所に選任される成年後見人等は、親族よりも第三者が選任されることが多く、第三者が成年後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

◆今後の方向性

- ・本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見事務を適切に行うことのできる成年後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討していきます。
- ・受任者調整を円滑に行うために、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体との連携強化を図ります。

◆主な具体的取組

- ・中核機関における受任者調整（マッチング）機能の充実
- ・地域連携ネットワークを活かした受任者調整の仕組みの検討
- ・適切な後見人候補者の選任のための家庭裁判所との情報共有・連携の強化

施策の展開 2-5 担い手の育成・活用

◆現状と課題

- ・認知症高齢者や親亡き後の障がい者などの増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが見込まれる一方、地域の専門職の人数にも限りがあることから、継続的な担い手の育成・活用が求められています。
- ・本市では、弁護士や司法書士等の専門職以外の市民が成年後見人等として活動する「市民後見人」を養成しています。
- ・江別市社会福祉協議会では、平成29年から法人が成年後見人等として活動する「法人後見」を実施しており、養成した市民後見人候補者を「後見支援員」として後見業務に活用しています。
- ・市民後見人候補者は、後見支援員として後見業務の実務経験を積んだ後、江別市社会福祉協議会が法人後見として受任する案件を引き継ぎ（リレー方式）、市民後見人として個人受任を開始します。
- ・法人後見は、後見業務が長期間にわたる場合でも、継続的に後見業務にあたることができる、法人の専門性や法人内での連携を活かし、多様な後見ニーズに応えることができるなど、その活用は有用です。
- ・市民後見人は、支援を必要とする本人と同じ地域で生活をしている市民であることから、地域の実情についてよく把握しているため、本人に身近な存在として、本人に寄り添ったきめ細やかな身上保護を行えるという点で強みがあります。
- ・地域の専門職の人数に限りがある中、今後ますます江別市社会福祉協議会による法人後見、後見支援員及び市民後見人の活動が期待されます。

◆今後の方向性

- ・身近な支援者である市民後見人や法人後見実施団体など地域の資源を活用し、権利擁護支援の担い手の確保に努めます。

◆主な具体的取組

- ・市民後見人候補者に対する資質向上のためのフォローアップ研修の継続的な実施
- ・市民後見人からの日常的な相談への対応、困難ケースに対する専門職からの助言など、江別市成年後見支援センターを中心とした、地域連携ネットワークと連携した市民後見人への活動支援体制の整備
- ・法人後見実施団体に対する支援

◆取組実績

■市民後見人養成講座受講者数及び市民後見人登録者数

(市民後見人養成講座開催年度)	平成27年度 (2015)	令和2年度 (2020)	合計
受講者数	31	26	57
登録者数	27	26	53
令和2年度末現在登録者数	21	26	47

※本市では、これまでに2回（平成27(2015)年度及び令和2(2020)年度）市民後見人養成講座を開催しています。

■市民後見人フォローアップ研修開催実績

年度	第1回	第2回
平成29年度 (2017)	・対人援助、コミュニケーション方法 ・江別市の現状、市民後見人の必要性	・後見活動の最前線から ・地域連携ネットワークと中核機関
平成30年度 (2018)	・介護保険施設に学ぶ施設の役割と成年後見制度との関わり	・江別市成年後見支援センター活動報告 ・事例を通じた支援、対応方法の検討
令和元年度 (2019)	・相続、遺言、遺産分割協議 ・死後事務対応のグループワーク	・市民後見人個人受任の心構え ・地域連携ネットワーク構築
令和2年度 (2020)	・訪問記録の書き方 ・市民後見人の活動実践報告	・成年後見支援組織（市町村・社協）の在り方 ・家族信託、成年後見活動の留意事項

■年度別市民後見人受任件数

類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
後見	0	●
保佐	1	●
補助	1	●
合計	2	●

※市民後見人個人受任は令和2年3月から開始

■年度別法人後見受任件数

類型	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
後見	0	4	2	●
保佐	1	5	4	●
補助	0	0	2	●
合計	1	9	8	●

■令和3(2021)年3月末日現在の法人後見受任件数

類 型	申 立	対象者			合 計
		高齢者	知的障がい	精神障がい	
後 見	市長申立て	1	0	0	1
	本人申立て	0	0	0	0
	親族申立て	3	1	0	4
	小計	4	1	0	5
保 佐	市長申立て	0	0	0	0
	本人申立て	4	0	1	5
	親族申立て	2	0	0	2
	小計	6	0	1	7
補 助	市長申立て	0	0	0	0
	本人申立て	2	0	0	2
	親族申立て	0	0	0	0
	小計	2	0	0	2
合 計		12	1	1	14

■年度別後見支援員活動状況

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
支援件数(被成年後見人等)	7	15	●
後見支援員活動人数	12	19	●

成年後見人等への支援

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、より一層の支援体制が必要となります。そのため、成年後見人等が地域において孤立することなく継続的かつ安定的な活動が行われるよう、中核機関を中心として地域連携ネットワークを活用したバックアップ体制を整えていきます。

施策の展開3-1 地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討

◆現状と課題

- ・本市では、江別市社会福祉協議会への委託により、成年後見制度の普及啓発や相談対応、利用支援のほか、市民後見人の養成や市民後見人に対する活動支援などの体制を整備しています。
- ・親族後見人等からの相談には、監督する家庭裁判所が対応していますが、家庭裁判所は意思決定支援や身上保護など福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であり、また、本人が地域でどのような支援を受け、権利が守られて生活しているかなど把握している本人の情報は限られています。
- ・本人や成年後見人等を支援するための仕組みづくりを進め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、体制を整備していく必要があります。

◆今後の方向性

- ・本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が行われるよう、活動を支援する体制を整備します。
- ・成年後見人等が孤立することなく、安心して適切に後見業務に取り組めるよう、日常的に相談支援が受けられる体制を整備します。

◆主な具体的取組

- ・後見活動等に関する専門的な相談に対応するための、地域連携ネットワークを活用した支援体制の整備に向けた検討
- ・本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム構築の支援及びチーム関係者への相談支援体制の整備に向けた検討

施策の展開3-2 家庭裁判所との連携

◆現状と課題

- ・成年後見制度についての理解・知識不足が、親族後見人等による意図しない不適切な後見事務につながる場合があります。

◆今後の方向性

- ・親族後見人等の活動を支援する体制を整備することで、不適切な財産管理等の後見事務の未然防止・早期発見に努めます。
- ・不適切な後見活動が把握された場合や情報提供があった場合に迅速に対応できるよう、地域連携ネットワークを活用し、家庭裁判所や関係機関と連携を図ります。

◆主な具体的取組

- ・適切な親族後見が実施されるための制度周知や申立支援、地域連携ネットワークを活用した継続的なチーム支援等の体制構築に向けた検討
- ・不正防止における家庭裁判所との情報共有・連携の強化

第 5 章

計画の推進に向けて

1 計画の推進と評価

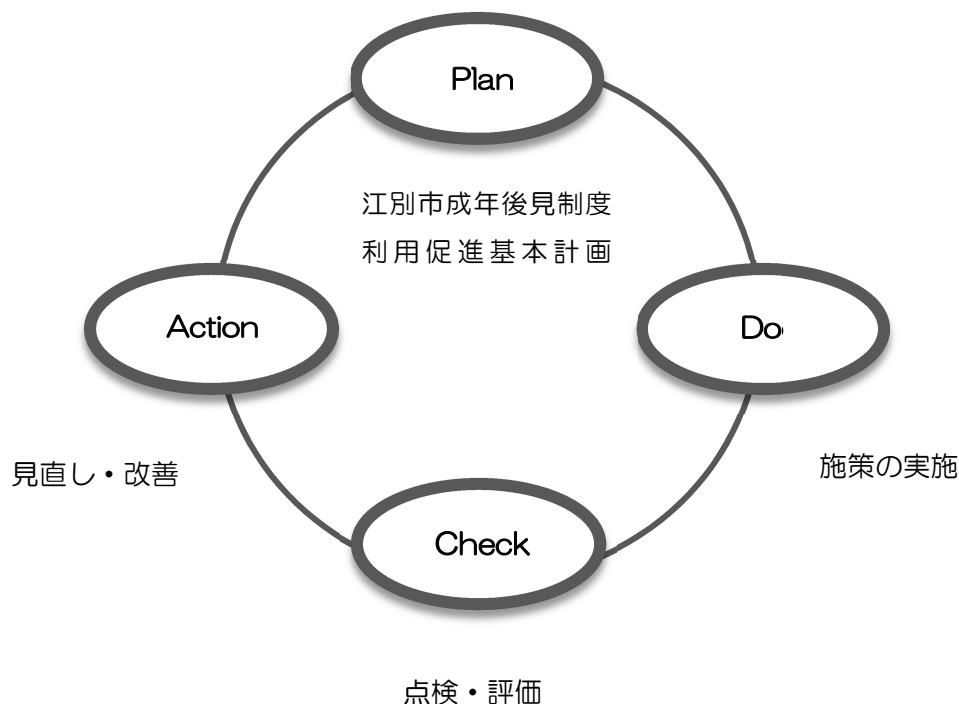
(1) 計画の推進

成年後見制度がより身近に、より使いやすくなるためには、権利擁護支援が必要な本人やその家族、また、それらの人たちに接する機会が多い各相談支援機関の職員等に、制度が正しく理解されていることが何よりも大切です。本計画を多くの市民に知ってもらえるよう、地域の連携体制等を活用して周知に努めるとともに、本計画の円滑な実施に向けて、各関係機関や家庭裁判所及び庁内関係部署等との連携・調整を図りながら、具体的な取組を推進していきます。

(2) 計画の評価

計画策定後は、PDCA サイクルにて各種施策の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していきます。

本市では、江別市後見実施機関運営協議会において、本計画の進捗状況や実施状況等を報告し、評価を行うことにより、必要に応じた見直し等を行います。



(3) 評価指標の設定

取組の効果を表す評価指標を設定し、本計画の推進に努めます。


◆評価指標 1

権利擁護が必要な人の早期発見、早期の段階からの相談・対応体制、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制を整備するためには、成年後見制度の関係者が連携する地域連携ネットワークの構築が必要となります。そのために、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関を設置します。

項目	現状 令和2(2020)年度	目指す方向
中核機関の設置	—	2021年度末までに設置

◆評価指標 2

成年後見制度を安心して利用できるようにするためには、成年後見制度が本人の意思を尊重し、本人らしい生活を守るための権利擁護支援の手段のひとつであるということを正しく理解していただくことが重要です。そのために、成年後見制度及び相談支援窓口の周知啓発活動を強化し、制度内容を知っている人の割合の向上を目指します。

項目	現状 令和2(2020)年度	目指す方向
成年後見制度の市民の認知度	29.3%	

◆評価指標 3

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、成年後見人等への支援体制がより一層必要となります。そのために、成年後見人等が地域において孤立することなく継続的かつ安定的な活動が行われるよう、中核機関を中心として、地域連携ネットワークを活用した支援体制の整備を目指します。

項目	現状 令和2(2020)年度	目指す方向
地域連携ネットワークを活用した支援体制の整備	—	推進

資料編

1 江別市成年後見実施機関運営協議会委員名簿

◎会長【令和元(2019)11月1日～令和3(2021)年10月31日】

	区分	委員氏名	所属
1	学識経験者	◎林 恭裕	北翔大学（非常勤講師）
2	専門的知識 を有する者	西脇 崇晃	札幌弁護士会
3		大桃 涼輔	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部
4		菅 しおり	公益社団法人北海道社会福祉士会道央地区支部
5	相談支援	佐々木 修司	江別市地域包括支援センター
6	従事者	鹿島 聡美	江別市障がい者支援センター

(順不同敬称略)

2 江別市社会福祉審議会委員名簿

◎会長 ○副会長【任期：平成30(2018)年11月1日～令和3(2021)年10月31日】

	区分	委員氏名	所属
1	社会福祉に 関する事業 等に従事す る者	◎佐藤 功	社会福祉法人江別市社会福祉協議会
2		飯塚 正美	江別市民生委員児童委員連絡協議会
3		○河治 昭	江別市自治会連絡協議会
4		阿部 実	江別市高齢者クラブ連合会
5		小高 久子	江別市母子会
6		松村 昭二	江別身体障害者福祉協会
7		東 則子	NPO法人江別手をつなぐ育成会
8		鎌田 直子	江別市女性団体協議会
9		佐藤 レイ子	江別市赤十字奉仕団
10		米内山 陽子	江別市子ども会育成連絡協議会
11		帆刈 祐一	NPO法人江別あすか福祉会
12		山崎 道彦	江別市民間社会福祉施設連絡協議会
13		学識経験者	大澤 真平
14	八巻 貴穂		北翔大学
15	北澤 多喜雄		酪農学園大学
16	今野 渉		江別医師会
17	高垣 智		江別商工会議所
18	井上 剛		一般社団法人江別青年会議所
19	吉田 達臣		江別市私立幼稚園連合会
20	柏尾 久美子		札幌薬剤師会江別支部
21	角江 信彦		札幌歯科医師会江別支部
22	公募に よる者	五十嵐 友紀子	市民公募
23		稲垣 修	市民公募
24		山本 みき	市民公募

(順不同敬称略)

3 計画の策定経過

開催日時	会議	主な検討事項
令和2年度		
8月26日	第1回 江別市後見実施機関運営協議会	・ 江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制、スケジュール、構成案 ・ 成年後見制度に関する市民アンケート調査結果報告
10月28日	第1回 江別市社会福祉審議会	・ 江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制、スケジュール、構成案 ・ 成年後見制度に関する市民アンケート調査結果報告
1月26日	第2回 江別市後見実施機関運営協議会	・ 江別市成年後見制度利用促進基本計画素案について
2月18日	第2回 江別市社会福祉審議会	・ 江別市成年後見制度利用促進基本計画素案について
(予定) 3月●日	第3回 江別市後見実施機関運営協議会	・ 江別市成年後見制度利用促進基本計画素案について
令和3年度		
	<p style="text-align: center;">令和3年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施 ・ 江別市後見実施機関運営協議会、江別市社会福祉審議会での江別市成年後見制度利用促進基本計画最終案についての審議 	

4 パブリックコメント

パブリックコメント実施後に追加いたします。

5 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

6 成年後見制度利用促進基本計画策定に係る市民アンケート調査結果

【調査の概要】

1 高齢者関係

令和2年度策定の「江別市高齢者総合計画（第9期江別市高齢者保健福祉計画・第8期江別市介護保険事業計画）」に係る実態調査と合わせて実施。

- ・抽出方法：日常生活圏域・性別・年齢区分により住民基本台帳から無作為抽出。
- ・調査期間：令和2(2020)年1月17日（金）～令和2(2020)年5月1日（金）

調査対象	調査対象数	有効回収数	回収率
第1号被保険者 ※要介護1～5の認定者は除く	1,950	1,567	80.4%
第2号被保険者 ※要介護（支援）認定者は除く	1,000	521	52.1%
居宅サービス利用者 ※要支援・要介護認定者	3,058	1,866	61.0%
施設サービス利用者 ※要介護認定者	470	282	60.0%
サービス未利用者 ※要支援・要介護認定者	1,010	625	61.9%
合計	7,488	4,861	64.9%

※第1号被保険者：65歳以上の方

第2号被保険者：40歳から64歳までの医療保険加入者

2 障がい者関係

令和2年度策定の「障がい者支援・えべつ21プラン（障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」に係る実態調査と合わせて実施。

- ・調査期間：令和2(2020)年9月7日（月）～令和2(2020)年9月18日（金）

調査対象	調査対象数	有効回収数	回収率
身体障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）	1,447	944	65.2%
知的障がい者（療育手帳をお持ちの方）	800	517	64.6%
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方）	950	536	56.4%
難病（障害福祉サービス受給者証をお持ちの方）	3	1	33.3%
合計	3,200	1,998	62.4%

3 調査項目

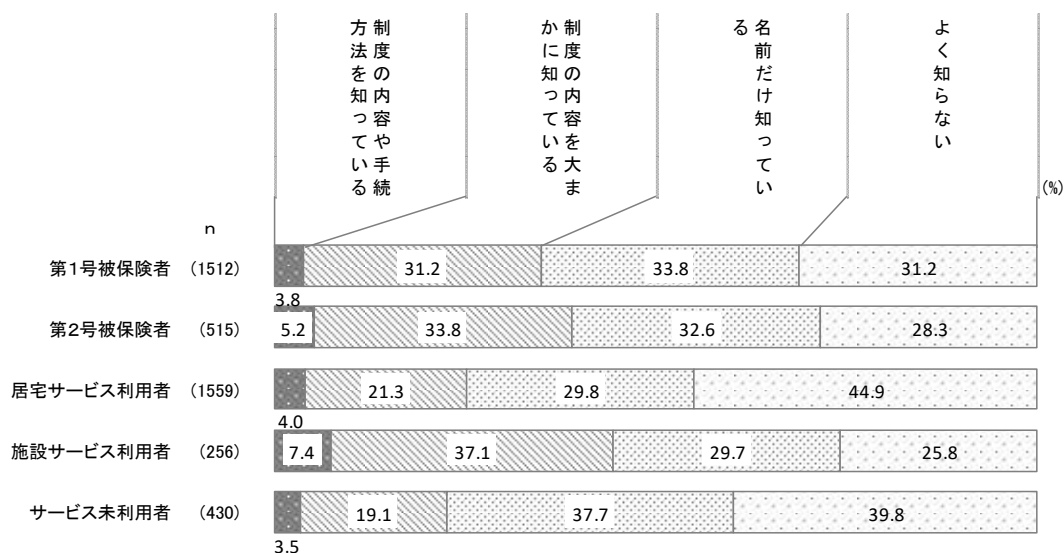
- 成年後見制度の認知度
- 成年後見制度の利用意向
- 利用しない理由
- 成年後見人ができると思うこと
- 自身が将来不安に思うこと
- 江別市成年後見支援センターの認知度
- 成年後見制度に関する相談先

【調査結果】

1 高齢者関係

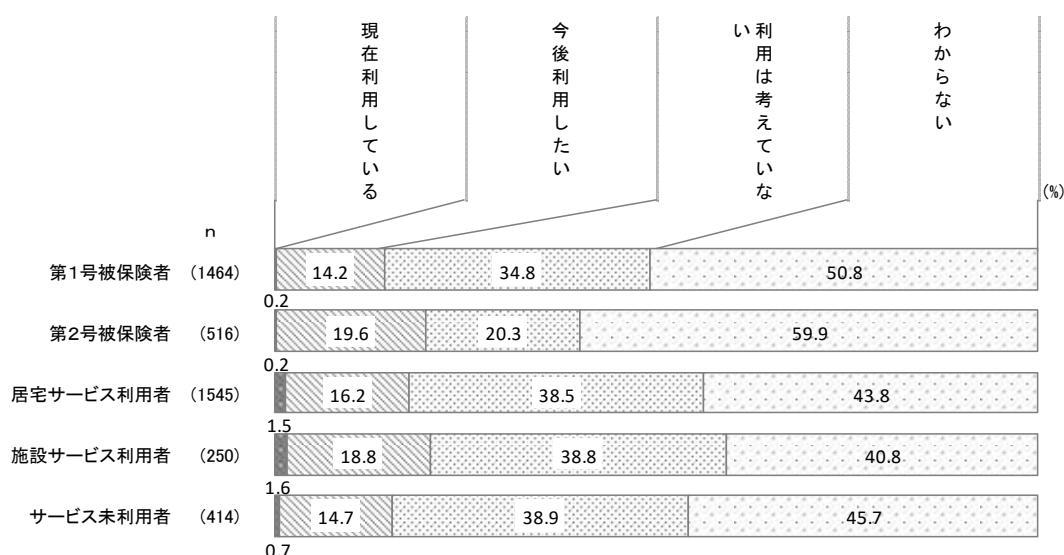
(1) 成年後見制度の認知度

「制度の内容や手続方法を知っている」と「制度の内容を大まかに知っている」を合わせると、第1号被保険者で35.0%、第2号被保険者で39.0%、居宅サービス利用者で25.3%、施設サービス利用者で44.5%、サービス未利用者で22.6%となっています。



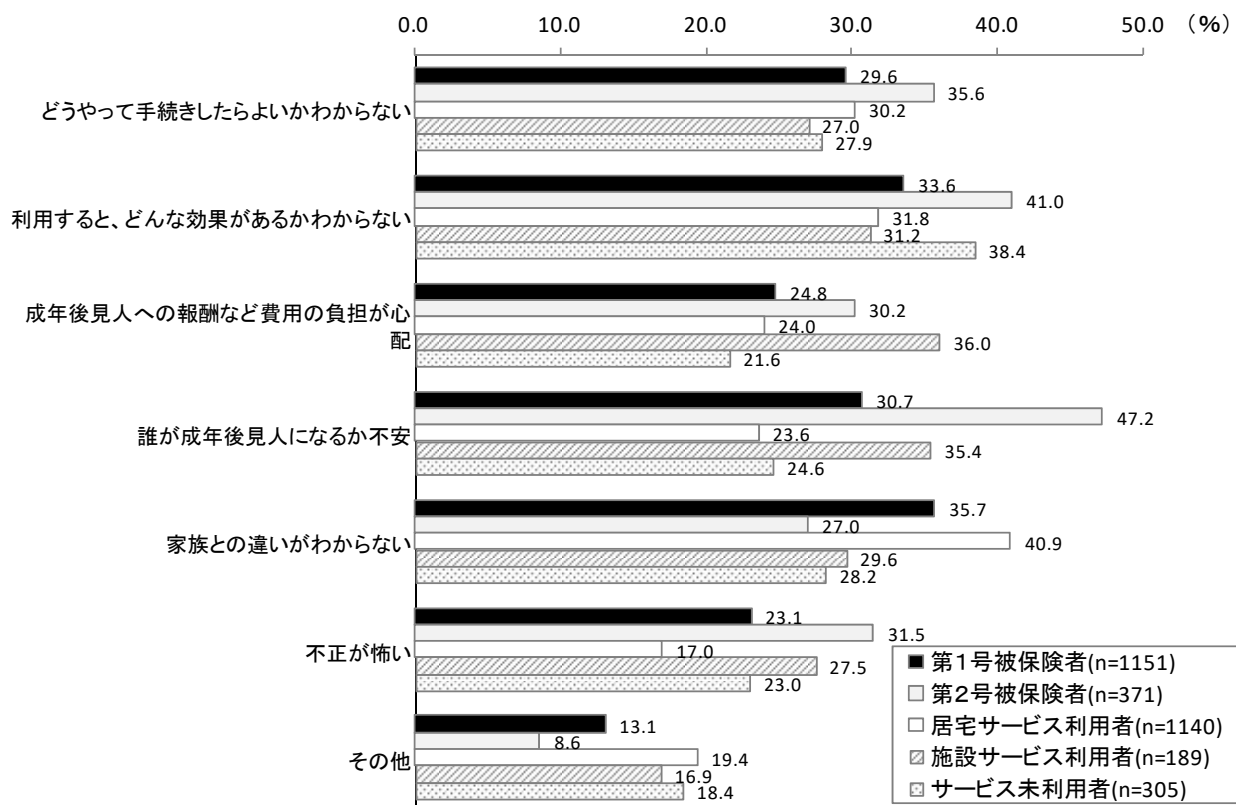
(2) 成年後見制度の利用意向

全ての調査において「わからない」が最も多く、「利用は考えていない」が第1号被保険者で34.8%、第2号被保険者で20.3%、居宅サービス利用者で38.5%、施設サービス利用者で38.8%、サービス未利用者で38.9%となっています。



(3) 利用しない理由

成年後見制度の利用意向で「利用は考えていない」、「わからない」と回答した人の利用しない理由については、第1号被保険者と居宅サービス利用者では「家族との違いがわからない」がそれぞれ35.7%、40.9%で最も多く、第2号被保険者では「誰が成年後見人になるか不安」が47.2%で最も多くなっています。施設サービス利用者では「成年後見人への報酬など費用の負担が心配」が36.0%で最も多く、サービス未利用者では「利用すると、どんな効果があるかわからない」が38.4%で最も多くなっています。

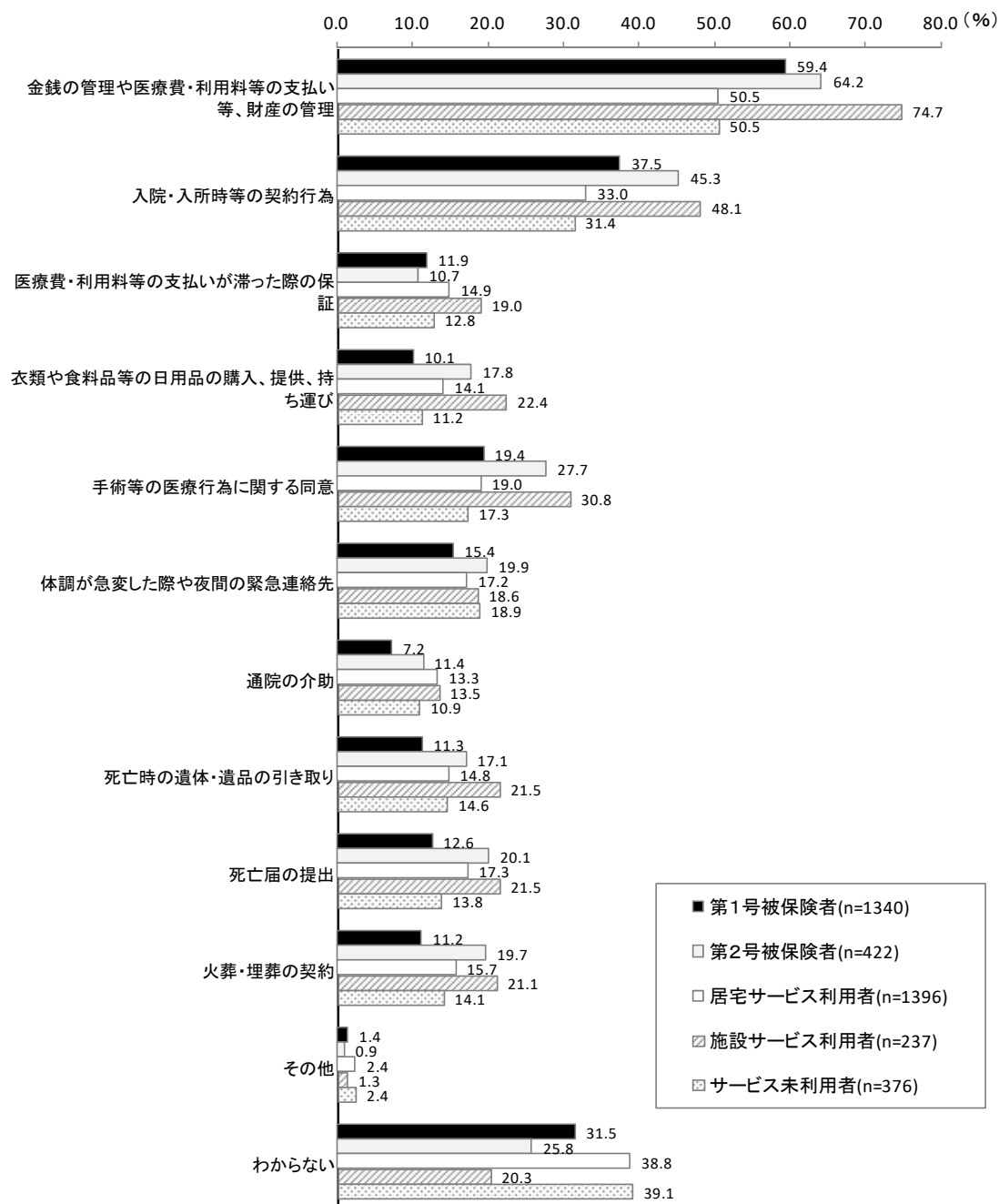


■ 「その他」の主な意見(405件)

家族（配偶者・子どもなど）がいるので考えていない/今はまだ身近なことに感じられない/必要なときがきたら考える/制度や利用方法を全く知らない/制度を熟知したうえで検討したい/手続きが煩雑で負担が大きい/制度そのものが信用できない/信頼できる人物が後見人になるかわからない/後見人による不正があり不安/成年後見人が認知症を理解していない/財産がないので必要ない/遺言を用意しているので必要ない/利用するメリットがない/利用者に対して有利になるとは限らない/優しくない制度/身近で利用した話をあまり聞かない/亡くなった後の手続きをしてもらえない/家族と話し合った事がない 等

(4) 成年後見人ができると思うこと

全ての調査において「金銭の管理や医療費・利用料等の支払い等、財産の管理」が最も多く、第1号被保険者で59.4%、第2号被保険者で64.2%、居宅サービス利用者で50.5%、施設サービス利用者で74.7%、サービス未利用者で50.5%となっています。

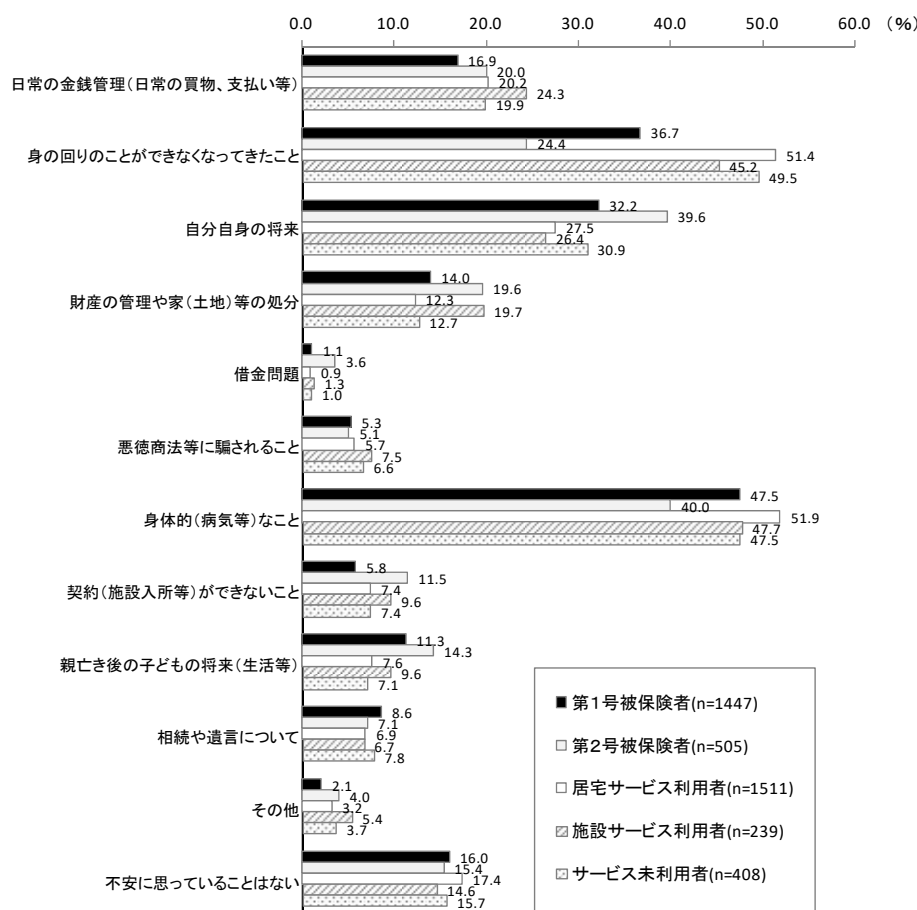


■ 「その他」の主な意見(46件)

全てできる/不明な事が多い/勉強しないとわからない/家族(配偶者・子どもなど)に任せる/本人との信頼関係が一番だと思う/成年後見制度の詳細を知らない人に知らせるようにしてほしい/本人の状態や親族関係などケースバイケースでいろんなことがあると思うので、その人にあった状態で相談していった方が良いと思う 等

(5) 自身が将来不安に思うこと

第1号被保険者、第2号被保険者、居宅サービス利用者、施設サービス利用者では「身体的(病気等)なこと」が最も多く、それぞれ47.5%、40.0%、51.9%、47.7%となっています。サービス未利用者では「身の回りのことができなくなってきたこと」が49.5%で最も多くなっています。

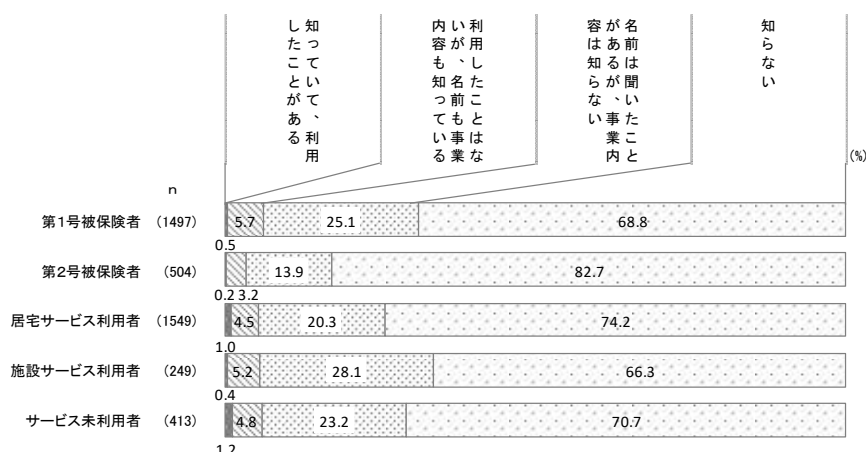


■ 「その他」の主な意見(100件)

家族(配偶者・子どもなど)に頼むので不安はない/自身が亡くなった後の整理/施設入所が必要なときにすぐできるか/身の回りのことが自分でできなくなってきたときの相談先がわからない/判断能力が鈍ったときの詐欺電話への対応/認知症/配偶者の死亡後の生活/金銭的なこと/自分で何もできないこと/家族(配偶者・子どもなど)への負担/施設に入所しているので不安はない/判断能力のある今のうちに身の周りの整理に努めているので不安ではない 等

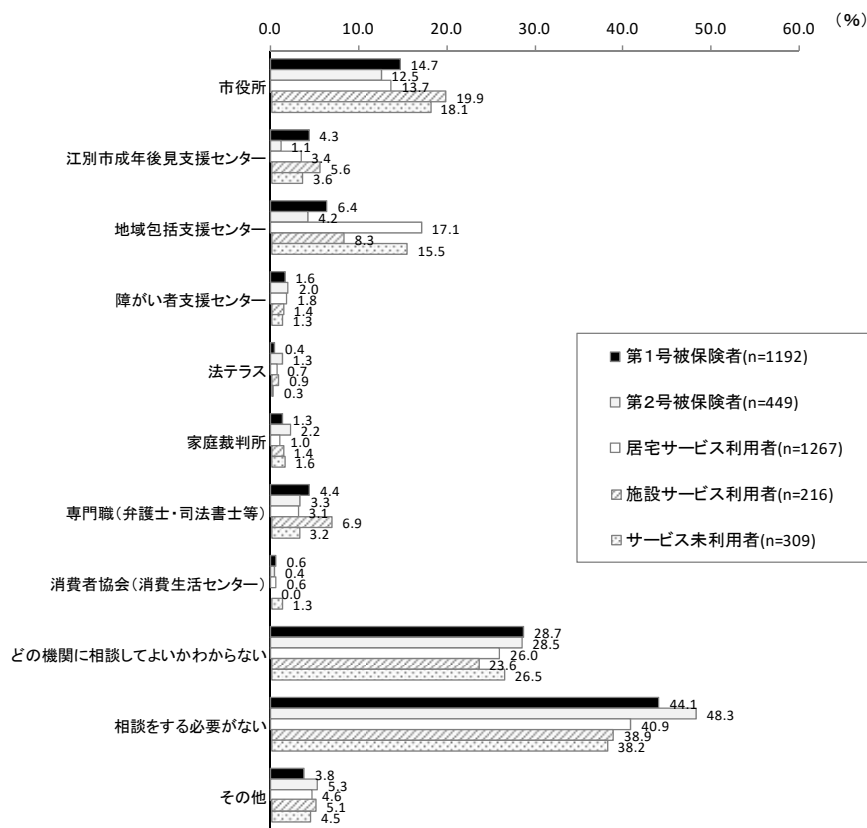
(6) 江別市成年後見支援センターの認知度

全ての調査において「知らない」が最も多く、第1号被保険者で68.8%、第2号被保険者で82.7%、居宅サービス利用者で74.2%、施設サービス利用者で66.3%、サービス未利用者で70.7%となっています。



(7) 成年後見制度に関する相談先

全ての調査において「相談をする必要がない」が最も多く、次いで「どの機関に相談してよいかわからない」となっています。



■ 「その他」の主な意見(197件)

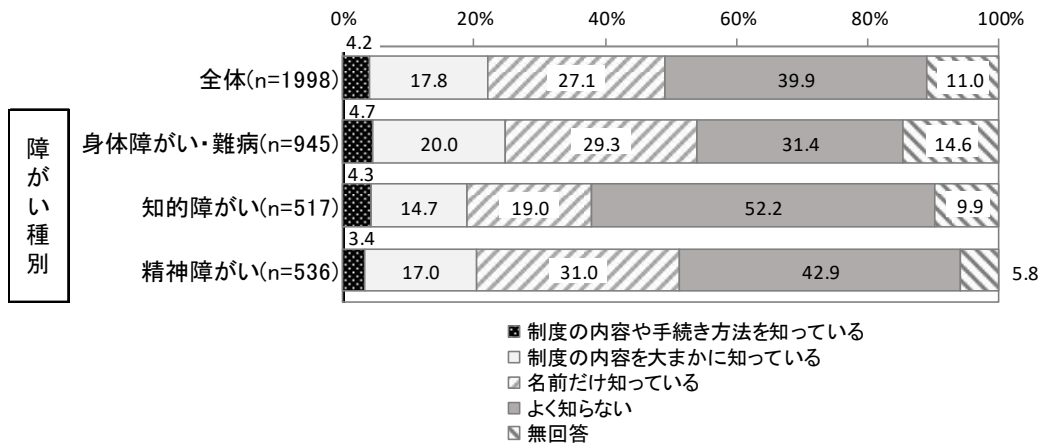
家族(配偶者・子どもなど)に相談する/病院のソーシャルワーカー/ケアマネジャー/公証役場/必要になったときに考える/どの機関に相談しても連携してもらえればと思う/どのような状態になったら相談の必要があるかわからない 等

【調査結果】

2 障がい者関係

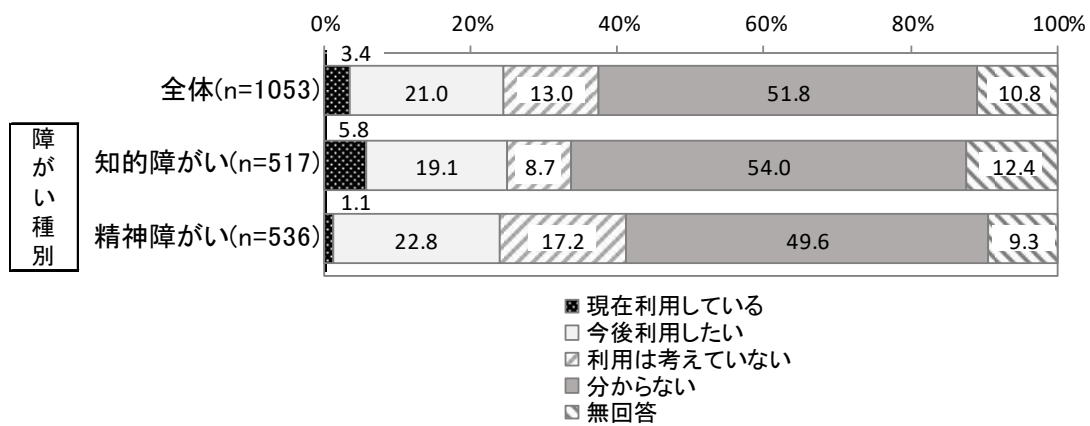
(1) 成年後見制度の認知度

全体では「よく知らない」が39.9%と最も高く、次いで「名前だけ知っている」(27.1%)、「制度の内容を大まかに知っている」(17.8%)となっています。全体と比較すると、知的では「よく知らない」が52.2%と高くなっています。



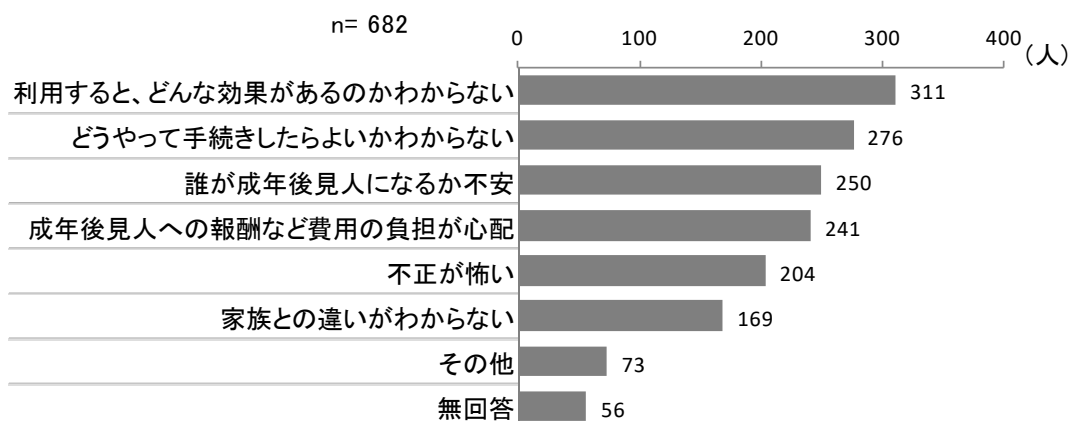
(2) 成年後見制度の利用意向 ※知的障がい者と精神障がい者のみの回答

全体では「分からない」が51.8%と最も高く、次いで「今後利用したい」(21.0%)、「利用は考えていない」(13.0%)となっています。



(3) 利用しない理由 ※知的障がい者と精神障がい者のみの回答

成年後見制度の利用意向で「利用は考えていない」、「わからない」と回答した人の利用しない理由については、「利用すると、どんな効果があるのかわからない」が311人(45.6%)と最も多く、次いで「どうやって手続きしたらよいかかわからない」が276人(40.5%)、「誰が成年後見人になるか不安」が250人(36.7%)となっています。

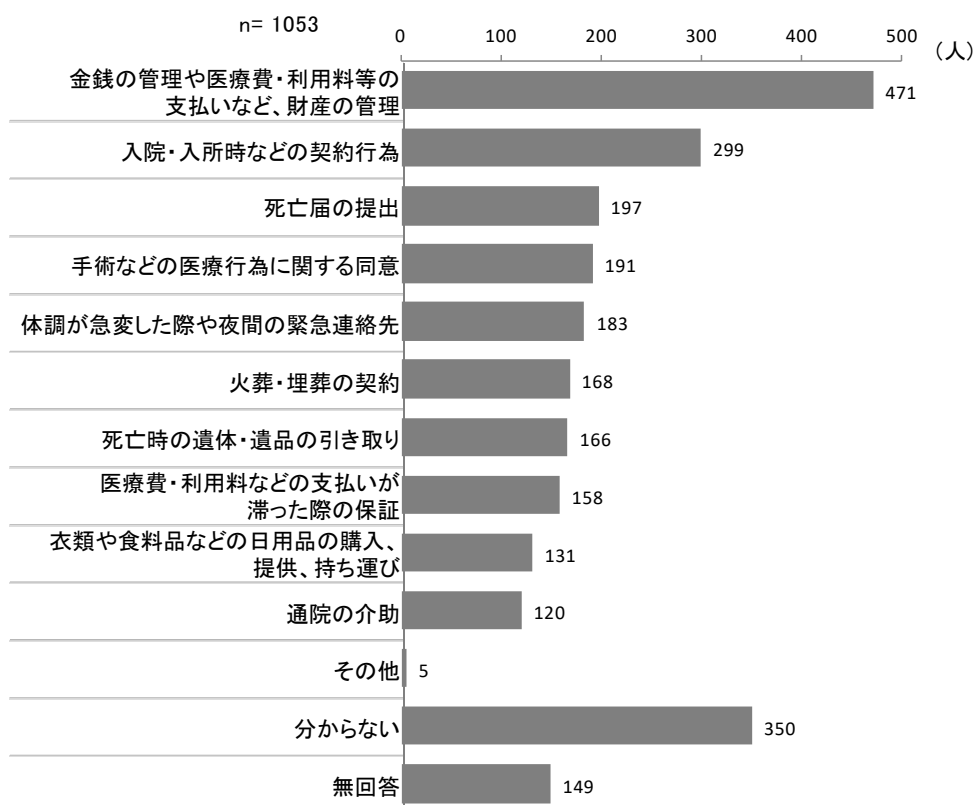


■「その他」の主な意見(52件)

まだ具体的に考えられない/まだ考えたことがない/家族がいる/必要ない 等

(4) 成年後見人ができると思うこと ※知的障がい者と精神障がい者のみの回答

「金銭の管理や医療費・利用料等の支払いなど、財産の管理」が471人(44.7%)と最も多く、次いで「入院・入所時などの契約行為」が299人(28.4%)、「死亡届の提出」が197人(18.7%)となっています。

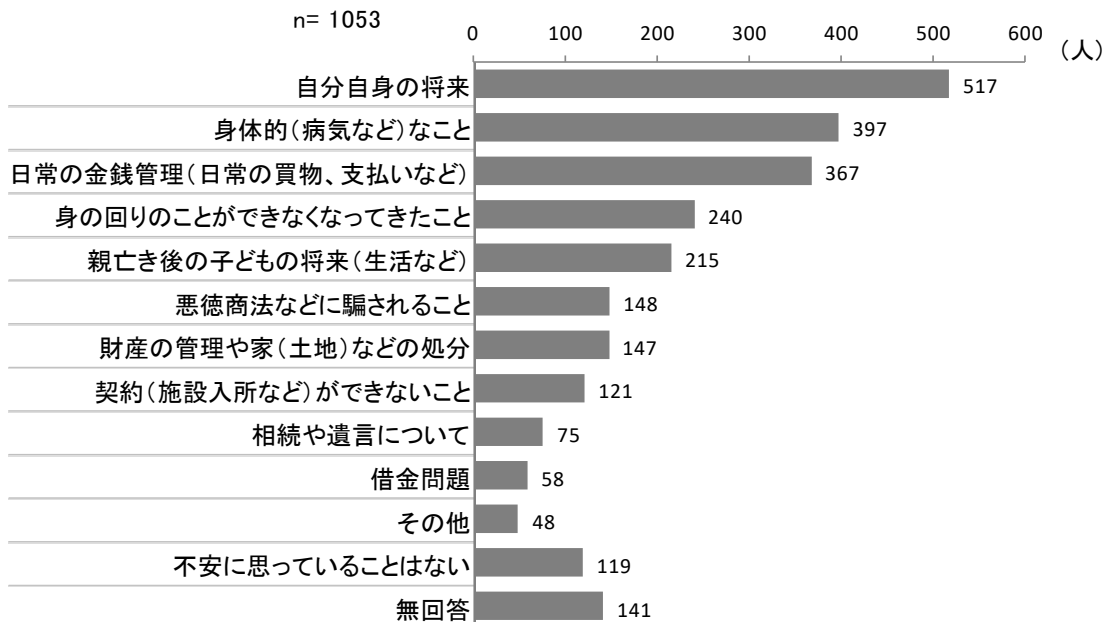


■「その他」の主な意見(4件)

掃除 等

(5) 自身が将来不安に思うこと ※知的障がい者と精神障がい者のみの回答

「自分自身の将来」が517人(49.1%)と最も多く、次いで「身体的(病気など)なこと」が397人(37.7%)、「日常の金銭管理(日常の買物、支払いなど)」が367人(34.9%)となっています。

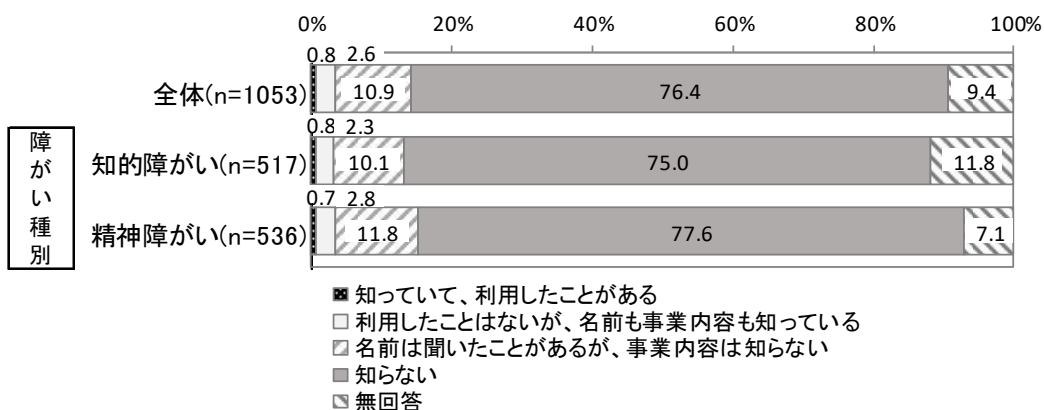


■「その他」の主な意見(33件)

家族・子どもの負担になりたくない/家庭環境について/子育てについて/施設入所の経費/自立できるだけの収入を維持できるか/お金が尽きないか心配 等

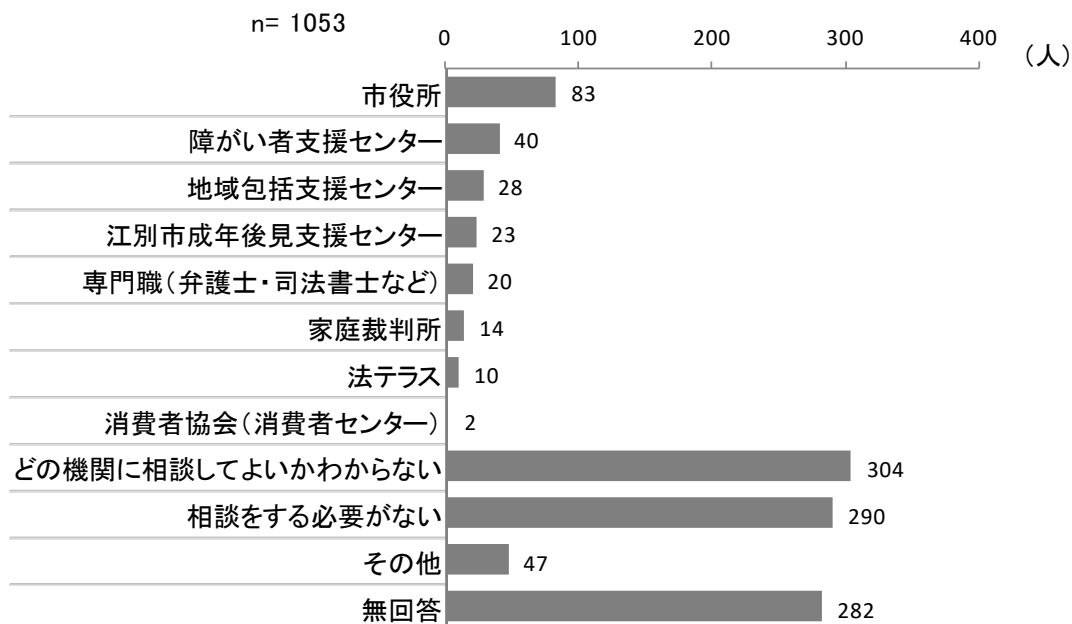
(6) 江別市成年後見支援センターの認知度

全体では「知らない」が76.4%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、事業内容は知らない」が10.9%となっています。



(7) 成年後見制度に関する相談先

「市役所」が83人(7.9%)、次いで「障がい者支援センター」が40人(3.8%)、「地域包括支援センター」が28人(2.7%)となっています。一方、「どの機関に相談してよいかわからない」が304人(28.9%)と最も多くなっています。



■「その他」の主な意見(25件)

施設職員/病院/社会福祉協議会/郵便局/まだどこにも相談していない/よくわからないので相談しない 等

江別市成年後見制度利用促進基本計画

令和3(2021)年●月

発行
編集

江別市

江別市 健康福祉部

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

介護保険課 電話011-381-1067

FAX011-381-1073

障がい福祉課 電話011-381-1031

FAX011-381-1073

ホームページ：<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>
